0030865000

0030865-000

607－90

合法的納税と其の実務

河原三治郎・著

日本税務協会

昭和５

AEB

この著作物は、著作権者不明のため、著作権
第６７条の規定に基づき、平成１２年５月
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するもの

b.7.26

公認税務代理人

河原三治郎著

合法的納税と其の實務

406

東京税務協會刊行

公認税務代辯人 河原三治郎著

合法的納税と其の實務

東京税務協會刊行

607-90

はしがき

國家經濟生活は租稅を離れることは出來ない狀態にある。從つて國家の存續する限り租稅の徵收は永久に行はれる譯である。古來何れの時代に於ても國民の政治に對する苦情は種々あるが、其多くは租稅徵收に關することに因して居る。現在に於ても租稅政策は各政黨の政策中に於て重要なる地位を占めて居る如く實に租稅は國民の實生活及び思想上にも最も密接なる關係を持つて居ることが窺はれる。

我國現行の國稅法の數は二十種の多きに上つて居る。而して其一々の租稅を中心として數多の法令が制定せられて居るが、本書は其內特に一般的に最も密接な關係を有する直稅即ち所得稅・營業收益稅・資本利子稅・地租・相續稅に就いて苟も稅務に從事するものは

勿論納税者として其實際に當りて處すべき方法手續を、著者が十餘年取扱つた實際問題に基礎を置き稅法の解釋と其運用を明かにし所謂合法的脫稅並に其他非違の行爲に對して實例を揭げて之を戒め且つ法文を以て其根據を明示し其不德行爲に因る結末の實例を擧げ、正しき納稅の爲め帳簿組織の方法並に記帳の實際を示し併せて各種書式を蒐錄し稅務に關係ある實務家の執務の參考に供するに努め、之れが活用を期したものである。故に合法的納稅と其實際と題したり。

乍併著者のもとより不敏なると僻見に囚はれたる嫌ひあるを惧れて居る。希くば若し夫れ本書中に於て御氣付の點は御高敎を賜はり度夫れが著者に對する惡罵であらうと、嘲笑であらうと、大いに滿足である。

幸ひにして本書が實務家の執務の一助となり一面稅務行政の民衆

化の一助となるなれば著者にとつて光榮此上もない次第である。

筆を擱くに當り本書の發刊に際し校閱と勘からざる援助を與へられたる知友に感謝の意を表す。

昭和五年四月

於京洛圓山公園

著者識

合法的納稅と其實務 目次

第一章 總說

第一節 租稅逋脫の行はれ易い現行所得稅法の缺陷……三
第一 大富豪大事業家は此の手で……四
第二 租稅學者の稱へる合法的逋脫……七
第二節 假裝記帳の研究……八
第一 假裝記帳の逋脫、利減負減で假裝されたら稅務官吏は何んとする……九
第二 銀行の脫稅も此の手……一四
第三 利減資減の假裝記帳……一八
第四 大會社も此の手……一九
第五 逋脫、脫稅は如何にして發見する哉……二三

第六　使用人の不正も此の手……二四
第三節　合法的脫稅と呼ばれる山林所得稅額低下……二五
第四節　サラリーマンの稅額低下方法……二五
第五節　合法的脫稅と謂はるゝ民法組合組織の營業……三一
第一　組合の意義……三一
第二　匿名組合の意義……三二
第三　議論ある課稅方法……三三
第四　結論……三五
第五　組合契約書樣式……三六
第六節　株式名儀假裝で脫稅……四〇
第七節　組織變更に因る逋脫……四一
第一　個人より會社組織へ……四一
第二　計理士、會計士は此の手で……四三
第三　脫稅どころか大激增稅、個人の數ケ年分を一時に徵收さる……四六
第八節　營業經營者を假裝す……四八
第九節　どんなにでも扞げられる減損更訂に就て……五〇
第十節　相續稅の逋脫……五七
第一　相續稅の合法的逋脫……五七
第二　稅務署は此の手は食はぬ……五八
第十一節　贈與財產に對する相續稅の逋脫に就いて……六一
第二章　所得標準率……六八
第三章　稅務當局の要求し稅務に合致したる帳簿組織
第一節　帳簿組織……一四一

第一　複式簿記の原理……一四一
第二　記帳例……一五一
第三　帳簿檢査（帳簿の見方）……一五八
第二節　營業純益計算上簡單な記帳法……一七一
第一　個人商店の純益は如何に計算すべきか（純益の計算）……一七一
第二　疑問の生じ易き點に就いて……一七四
第三　單式簿記の基礎觀念……一七四
第四　記帳法……一八二
第五　必要經費の說明……一九〇
第六　商品棚卸に就いて……一九九
第七　純益計算と損益計算書……二〇〇

第四章　直接稅一般說明

第一節　第一種所得稅……二〇五
第一　誰に課稅せらるゝか……二〇五
第二　課稅所得と否課稅所得……二〇六
第三　課稅所得の種類……二〇七
第四　法人の普通所得……二〇七
第五　法人の超過所得……二一三
第六　法人の清算所得……二一五
第七　法人所得の申告……二一八
第八　第二種所得稅額の控除申請……二三一
第九　第二種所得稅額の控除……二三三
第十　同族會社……二三四
第十一　決定、納期及異議申立……二三九
第十二　支拂調書及計算書……二三九

第二節　第二種所得稅……二三四
第一　課稅せらるゝ所得と人……二三四
第二　課稅せられない人……二三七
第三　稅率と納稅手續……二三八
第三節　第三種所得稅……二四一
第一　誰に課稅せらるゝか……二四一
第二　所得の計算方……二四二
第三　非營業貸金利子……二四三
第四　山林の所得……二四三
第五　賞與金……二四四
第六　配當金……二四五
第七　俸給、給料其他給與……二四六
第八　其の他の所得……二五〇
第九　損失の場合の計算方……二五一
第十　信託財產の所得……二五一
第十一　特別控除金……二五二
第十二　勤勞所得の控除……二五五
第十三　扶養家族の控除……二五七
第十四　生命保險料の控除……二五八
第十五　非課稅所得……二六一
第十六　稅金の計算……二六七
第十七　稅金は何時納めるか……二六八
第十八　所得の申告と控除申請……二七〇
第十九　納稅地……二七一
第二十　納稅地に關する申告……二七二
第二十一　納稅管理人……二七三

第二十二　所得金額に不服ある場合の手續……二七三
第二十三　所得減損更訂……二七六
第二十四　支拂調書の提出……二七九
第四節　資本利子稅……二八六
第一　資本利子稅とは何か……二八六
第二　甲種資本利子……二八八
第三　納稅義務者、稅率、納稅の手續……二八九
第四　乙種資本利子……二九〇
第五　課稅せらるゝ人……二九一
第六　課稅標準の計算稅率……二九一
第七　申告、決定期……二九二
第五節　營業收益稅……二九二
第一　誰に課稅せらるゝか……二九三

第二　課稅外の營業純益……二九四
第三　何に課稅せらるゝか……二九六
第四　營業純益の計算方……二九六
第五　稅率……二九九
第六　申告、申請、決定及納期……三〇〇
第七　其の他……三〇一
第六節　相續稅……三〇三
第一　相續稅とはどんな稅金で何故賦課するか……三〇三
第二　相續稅を課せられる地域と相續稅を課せられる人……三〇四
第三　相續稅を課せられる場合……三〇五
第四　相續稅を課せらるべき財產の範圍と課稅價格……三〇五
第五　算定の範圍……三〇九
第六　相續稅を課せられない財產……三〇九

第七　價格の計算方法……三一〇
第八　課稅價格の最低限と特別控除……三一〇
第九　相續稅の稅率……三一一
第十　短期間に數度相續開始した場合でも其度毎に課稅せられるか……三一三
第十一　相續稅の納付と遺贈の分配、贈與を受けたる者の納付義務其の他……三一四
第十二　申告の義務と催告……三一五
第十三　課稅價格の決定……三一五
第十四　稅務署の決定に不服な場合はどうすればよいか……三一六
第十五　相續稅の罰則……三一六
第十六　附加稅は課せられぬ……三一六
第十七　相續稅の算出例……三一七
一、家督相續稅率と稅額
二、遺産相續稅率と稅額
第七節　地　租……三二二
第一　土地の區別と種類……三二二
第二　地租の稅率、賦課せられた者と納期……三二四
第三　有租地域と免稅地域……三二六
第四　荒地と之に關する年期其の他……三二七
第五　開墾と之に關する年期その他……三三〇
第六　官有地の開拓、官有水面の埋立干拓……三三二
第七　地目變換と地類變換……三三三
第八　地租條例以外の法律での各種特典……三三四
第九　地價の設定、修正と屆書……三三五
第十　土地の丈量……三三六
第十一　土地の分割と合併……三三六

第十二　納稅の營理人……三三七
第十三　土地臺帳の謄本……三三七
第十四　土地の檢査と罰則……三三七
第十五　自作地に對する免稅……三三八
第十六　免稅の手續……三四一
第十七　共有地の取扱……三四二
第十八　永小作權者の自作地免稅……三四三

——〔目次終〕——

合法的納稅と其實務

河原三治郎著

第一章　總說

租稅法とは租稅義務の內容・之れが確定及履行の方法租稅義務違反處罰方法等凡も納稅上に關係ある諸事項を規定した法令を總稱して租稅法と云ふのである。租稅法の法源は一般行政法と同じく法律命令及條約より成るのであるが、只租稅法は憲法上立法事項に屬して居ることは憲法第二一條同第六二條、第六三條、第七三條に依りて明かである。

租稅法は一個の法典を以て規定をせず例へば民法の如く一般的原則規定を中心とせ

ず數十數百の法律命令よりなつて租稅義務發生の事由は明確に定められてある。而して租稅の意義に關しては學者間に相當の異議あり、又社會上の變遷に依りて租稅觀念自體にも相當の相違が生ずる所であらうが、要するに租稅とは國家又は地方團體が其費用に充つる爲に其統治權に基いて一般的の標準に依つて統治權に服する者に負擔せしむる金錢給付であると思ふ。

租稅義務の事實が發生し條件が具備せるに係らず、積極的又は消極的の方法に依り其納稅の義務を實行するに至らざるものは、之れ納稅の義務に違反したるものにして之れを租稅の逋脫と云ふ。この租稅逋脫の種類を二大別して直接稅に關するものと、間接稅に關するものに區分することが出來るが、一般に最も密接なる關係あるは即ち直接稅なり。而してこの逋脫の手段種々あれ共更に稅法上尙且つ强制徵收するの途あり。茲に於て本書は特にこの租稅逋脫の點に意を注ぎ、直接稅法の正しき解釋に從ひ納稅思想涵養に資すると共に、事實に合致せざる賦課救濟手段の手續き其他直接稅關係手續の實際を公刊するの要を認めたのである。本書に揭ぐる各般の事項は其最も重要にして其最も知るべき急務に屬するものである。

第一節　租稅逋脫の行はれ易い現行所得稅法の缺陷

租稅體系の中樞たる我國所得稅は其起源明治二十年に始められ以來四十有餘年、之れが改正を加へられつゝ現今に及んで居るが、今尙租稅學者に於て問題とされるのは本稅法の第一種、第二種、第三種の區分である。

元來所得稅法は立法上個人的に考へられたもので、法人を中心としたものでなく自然人を中心として各能力に應ずるとの理想であつたのである。然るに現行法の如くでは理想である應能負擔の原則に基くことの出來ない甚だ不適當の規定がある。租稅學者間に問題とされる非難の要點を簡單に述べると、

抑も課稅上の便宜の故を以て第二種所得の源泉課稅が第一不可である。この源泉課稅は全く課稅上の便宜上以外に其理由がないのである。

次に第一種所得も綜合課稅の本旨に反する規定が相當多くある事を發見出來る。其次に第三種所得が之れ又不完全な點が多い。就中所得稅の所得稅たる所以は、この第三種所得に在るのであるから、所得の定義たる一定期間純價値の增加を以て總てに課稅せねばならぬのであるに不拘、現行法は甚だ不公平な課稅をする樣になつて居る。

第一　大富豪・大事業家は此手で逋脫せんとす

大正九年本法大改正後に於て大富豪は源泉課稅を受けて綜合課稅を逋がれんと努め信託會社を利用したり、株式名儀の假裝を爲す等、種々の方法を考案なす如き或は事業會社は增資又は配當せんとする場合、合法的に課稅防止策として社債を募集し、高率の利息を附するが如き手段を用ふるは何れも第三種所得稅率の高きに失する觀あるが故であると云はざるを得ない。其他第三種所得に而已免稅點を設け家族扶養控除の規定の如き社會政策を加味した現行法として甚だ不徹底である。更に著しき缺點は

一、配當所得を二重課稅と債務關係の意味を以て四割を控除すること。

二、勤勞所得を重課して居る即ち總收入の二割以內よりも控除せず或は家族共稼ぎを合算課稅する等。

三、純經濟價値の增加（土地又は骨董品の價格增加益）並に物の使用價値（自家用家屋庭園の如き）に課稅なきこと。

四、同一戶籍內にあらざる故を以て同居家族を分離課稅すること。

其他本稅の逋脫行爲が合法的に容易に行はれること。

斯の如き本所得稅法全體に於て缺點多々ありて之れが爲、課稅上不公平を生ぜしむることは大なる缺陷であるから、今後立法者の一考を要すべき問題なりと謂ふにあり。

著者は稅務執行上に顯れたる事實の結果より之れを觀察し、更に現在經濟組織の實狀より視れば斯く學者間に於ける問題は實際に於て大なる問題でなく、九牛の一毛に過ぎぬと見做すのである。從つて其理由を述べねばならぬが、學者間と實務者との見地より立場を異にする座談的議論に終つて了ふから、其點に就ての論議は他日に讓ることゝし、學者の謂ふ『其他本稅の逋脫行爲が容易に行はれる』と云ふ點を突込めば

凡そ所得稅法に限らず、民法、商法、刑法等主法と云はず、手續法と云はず、大體の法律に必ず脫法的不德行爲の容易に行はれる位なことは何も租稅學者一人悲憤せなくても一般に解つて居る筈である。總ての法律に禁止條例に反する罰則があり、或は賠償規定が存在して居る。所得稅法にも明かに罰則が規定してある。即ち第七十四條に『詐僞其他不正の行爲に依り所得稅を逋脫した者は其逋脫したる稅金の三倍に相當する罰金又は科料に處す云々』とあり、實務に通曉せざる學者の心配する合法的逋脫と思はれる。例へば前述の社債を募集し高率の利息を附す場合の如き、一言して了ふと便利な簡易なことの樣に思はれるが、社債其物が事業會社の性質に依り官署の許可を受けねばならぬし、假りに社債は容易に發行出來たとしても、其利息の高率なる場合、該支拂利息を法人の損金と見做さず、即ち所得稅法第七十三條の二『所得稅逋稅の目的あるものに對する政府の認定課稅規定』の活用に依りて合法的脫稅は却て合法的大增稅となり、富豪家の(富豪にあらず共)財產の他人名義假裝や信託會社利用に依る綜合課稅より逋がれんとする行爲に對しては、之れ又同稅法の防止的規定の活用あ

る而已ならず、意外實に意外、相續事實なきに不拘、相續稅法第二十三條等の適用課稅あり、罰則の適用受けざる行爲と雖も種々の稅目に依り重課される譯である。この重課は稅務當局が否、稅務執行者に於て其れ等非違の行爲を憎みて故意に不法又は不當に課稅するにあるあらずして、全然法律の規定により課稅せざるべからざるものなることを御承知願ひたい。

第二　租稅學者の稱へる合法的逋脫

以上の如く租稅學者は學問上考へる丈けのことで實際に於てこれが脫稅が行はれるものではない。從つて合法的逋脫が容易に行はれる缺陷が本稅法を通じてあることを發見された所で、一向差支へがない譯であると思ふ。現行法は幾回かの改正に依り既に理想の域に達しつゝあるものなれば單に理論上より一部分課稅上に不公平ありとして其僅かな缺陷を改めんとするは却て角を矯さんとして牛を殺すが如き奇禍を生ずる惧がある。著者の考へでは現代に於て本稅法に修正を加へられた所で只右すべきか、左すべきかに止まるに外ならぬと思ふ。

應能負擔の理想の實現に邁進する道程に於て現行法に些かの缺陷ありとするも諸制度上、稅源其他の點より觀て止むを得ざるものと思料する次第である。この意味に於て本法は寧ろ適實なものと謂はねばならぬ。

第二節　假裝記帳の研究

複式簿記上次の八項目――相反する四項目即ち

借　方	貸　方
資產の增加	資產の減少
負債の減少	負債の增加
利益の消滅	利益の發生
損失の發生	損失の消滅

假裝記帳は畢竟この詰合を巧みに應用して貸借二方の仕譯を更に巧みに作爲し、一見して發見出來ない樣に作爲する方法であるから、なか〳〵面白い研究であると思ふ。

第一　假裝記帳の逋脫

利滅負增で假裝されたら稅務官吏は何とする

今或る商店に於て賣買仲介手數料二萬圓を現金にて收入した事實ありと假定せよ。然らは其仕譯は

借　方	貸　方
現　金　二〇、〇〇〇圓(資產增加)	仲介手數料　二〇、〇〇〇圓(利益發生)

右の如くすべきである。然るに

借　方	貸　方
現　金　二〇、〇〇〇圓(資產增加)	假　受　金　二〇、〇〇〇圓(負債增加)

としたら如何。借方現金二萬圓の資產增加、貸方假受二萬圓の負債增加、舊式簿記なれば「借方現金二萬圓なる有價物を受く」で、貸方「借受金二萬圓なる借金を生ず」とする。即ち貸方を「仲介手數料」となすべきを「假受金なる文字に變更すれば、忽ち其利益は負債」となる。即ち負債の名に於て隱匿されるのである。

然し稅務官吏は「科目名の如何に依つて其實質を速斷はせぬ」科目の名には訟され

はせぬ。生嚙の簿記先生なら假受金と書いてあれば、直に「負債の增加」即ち此現金なる資產二萬圓の增加は他人から金を一時保管したと速斷してしまふ。然し此取引の本當の實質は如何に記錄しようと

仲介手數料として現金二萬圓を收入した

と云ふことが事實である「假受金」と書いても利益は矢つ張り利益である。

科目名は勿論、名は體を表す樣に附けるのが當然である。從て何等反對給付の要らぬ。斯の如き場合は利益らしく「仲介手數料」の如き、名前は最もふさはしいものである。どんな科目で整理しても稅務官吏は矢張り事實に依りて課稅すべく、正當に直して計算して了ふ。名前を附けるのは各自納稅者の勝手である。女だからとて必ずオハナ・オナツと附けなくてはならぬと云ふ規則はない。藝者の樣に花之助・夏太郎と附けたつて女は矢張り女だ。

苟しくも直稅調査を執行する稅務官吏は花之助や夏太郎を男とは思ひはせぬ。名の如何に係らず其實質を深銳に、にらんで居るのである。

負債科目で利益を隱匿する方法

斯の如く仲介手數料なる利益が發生したるに拘らず、其科目名を假受金とすることによりて恰も負債なる如く利益をマンマと保留することが出來る。所謂利減負增法である。從來此の樣な假裝は盛に行はれたのである。勿論「假預り金」とか「假勘定金」とか種々な科目名を附したものである。そたことなく「假受金」なる科目名に限つれ故こうした負債假勘定科目に對して周到深銳の注意が一般稅務官吏に行はれた。

そこで斯の如き方法で利益の隱匿をやつたのでは、其假裝なることを看破される惧れがある。

こんどは對外的負債科目名に依つて隱すことになつて居る。即ち「借入金とか、買掛金とか、支拂手形勘定とか、「仕入先勘定」とか、如何にも他人からの負債らしくする隱し方である。

例へば玆に一萬圓の賣上をなし現金にて收入したとすれば、

（借方）現金　一〇、〇〇〇圓　（貸方）賣上勘定　一〇、〇〇〇圓

とすべきが正當なるに

（借方）　同上　　（貸方）　借入金　一〇、〇〇〇圓

の如くに、やつて了ふのである。さうして、ごまかせば一般世間の正直な人はみな『現金なる有價物を受く借入金なる借金を生ず』で事を簡單に濟して呉れると思ふだろう。いや實際お人好しの新米役人なら濟すことがあるのだ。若し個人商店で所謂大福帳式の帳簿だと金錢出入帳の入に「何々銀行より借入一萬圓」と書いて置く、さうすると流石鵜の目、鷹の目の稅務官吏も夢更ら氣を付けることなく、店に坐り込んで賣上帳の金額を讀み上げ、まるで寄せ算の練習を始められる……そして濟して了ふが然し……目明かしは稅務署にも居る。

利減負增——即ち利益を減じ負債を增して隱匿を計る——と云ふと、自惚の强い研究心のない小役人根生の稅務官吏ありとすれば、それや惡計理士や會計士、稅務代辨人連中の嚇かした事實ありはしないと澄して了ふか知れぬが、斯の如く金錢出入帳に書いて置いたら何とする。かくても尙眞實の純益を捕促することが出來るか否。

これでは適實公平な課稅もへチマもある筈がない。實に直稅調査が正直者苛めの結果に終ると非難されたことがあつたのは、かうした稅務官吏に依つて行はれ、店先で寄せ算をして調査と心得て居たからである。

然し現今は稅務當局に於て假裝記錄の研究は充分行はれ、片ッ端から看破されて居る類例は山ほどあるが、代表的のものを云ふと某疑獄事件で有名な△△會社の如きは〇〇〇產會社からの仕入〇〇代未拂金と云ふ摘要記事の下に即ち「買掛勘定」なる科目の中に賣上百數十萬圓を隱匿してあつたのである。

又著者が稅務署在官中某成金を調査したるに實に「仕入先勘定」なる科目の中に所得四十萬圓を隱匿してあつたのを摘發したことがある。之れ全く假裝記錄の研究した効である。從來所得申告僅々一萬圓であつて申告通りの程度で決定を受けて居たが調査二回にて發見したのである。

それは大口の儲けは皆借方「現金」、貸方「仕入先勘定」の如く仕譯記帳し、而して其假裝仕入先勘定即ち負債を仕拂つたことにして店主に祕密配當してあることが明瞭

となつたのである。

この記帳方法を約出すれば

例へば五千圓の品物を二萬で賣た如き場合は

借方		貸方	
(A) 現金	七、〇〇〇圓	商品	五、〇〇〇圓
		利益	二、〇〇〇圓
(B) 現金	一三、〇〇〇圓	仕入先勘定	一三、〇〇〇圓

右の如く二段に仕譯して正當利益一萬五千圓なるべきを、內二千圓丈計上して殘り一萬三千圓は「仕入先勘定」なる負債科目中に留保し置き、他日店主の必要ある都度

(C) 仕入先勘定	三、〇〇〇圓	現金	三、〇〇〇圓

右の如く仕入先勘定より若干宛減じ、即ち恰も仕入先より掛買金を支拂ふたる加く記帳して祕密配當をして居たのである。

第二 銀行の脫稅も此手で

銀行が盛んに此手で逋脫をする樣子である著者が知つて居る位だから、稅務當局者は既に知つて居る筈である。

元來銀行業の主なる營業は「預金の吸收」と「貸付」である。而して貸付は大別して「證書貸付」と「手形割引」の二つとなる。

證書貸付は一般金貸業と等しく證文を取つて金を貸し付け期限になれば元利金を徵收する。即ち利子後收の貸付である。即ち甲商人が乙商人に品物を賣渡し、其代金の代りに手形を取つたとする。所が甲商人は其受取つた手形の期限迄待つて居ては金廻りが付かぬから之を銀行へ持つて行き割引して貰ふ。つまり手形を擔保にして金借するのである。

例へば五月一日に支拂期日七月三十一日額面一萬圓の手形を甲商人が銀行に持つて行つて金を借りたとする。このとき銀行は自五月一日至七月三十一日九十二日間の利息を前收して貸付ける。

此利率を日歩三錢とすれば

10,000圓×92.×.03＝276.圓

右の如くなるから一萬圓から、此利息二七六圓を控除した殘額九、七二四圓丈を甲商人に渡す。この貸付を手形割引と云ひ、二七六圓を割引料と謂ふ。

然るに銀行は六月に於て上期の決算をするから右二七六圓の割引料全額を上期の利益に計上することは出來ぬ。即ち右の內自五月一日至六月三十日、六十一日間に對する分一八三圓丈を上期の利益に計上し、殘額自七月一日至同月三十日、三十一日間に對する分九三圓は之を下記迄預り勘定として置くのが至當な處置である。即ち未經過日數の未經過割引料と云ふは之れである。

この「未經過割引料」こそ手品の種となるのである。即ち右の如き場合には割引料二七六圓全額を一旦利益科目たる收入割引料に計上し置き、期末に至つて其內から未經過日數に相當する分を控除し、之を負債科目たる未經過割引料に振替へるのである。

前例によりて云へば

借　方

收入割引料(利益の消滅)　九三圓　未經過割引料(負債の增加)　九三圓

斯く仕譯記帳をし、若し銀行が其期の利益が多い時には、この未經過割引料振替金額を多額に計算する。即ち經過した日數分迄も未經過として、ゴマカシ利益の祕密留保をやるのである。

貸　方

正に利減負增の假裝記錄である。

大銀行になれば幾萬件の手形一々に就き、正當額丈け預り勘定とするは甚だ困難であらうが、兎に角この手でやればゴマカシ易いのである。

現代の稅務官吏は銀行であらうが、商事會社であらうが、大ていの逋稅行爲に對して決して欺まされはせぬ。然し稅吳紛々たる解釋で、祕密留保を目して總て脫稅呼ばはりはせられない筈である。

此利減負增法は一番幼稚な丈、一番行はれ易い方法である。即ち「負債」も「利益」も記帳上「貸方」に屬するからである。

從來より稅務官吏は調査上は一應納稅者を怪んで見たのである。其人に疑をかけていろ〳〵悲難された「刑事被告人の如く扱つて……」などと揚足をとられたこともあつた。然し現今訓練されたる稅務官吏は「人を疑はず科目を怪み」て「口は優しく目は辛辣」にして調査を深鋭にして居る譯であるから、偶〻ゴマカシが通つて、安心して居ても遂に兜を脫がねばならぬことが出來ると思ふ。

更に巧妙な逋稅手段

第三 利減資減の假裝記帳

前述の利盛を減じて負債科目中に隱匿する方法は今日尙、行はれて居るものゝ之れは直ぐ何人にも着眼され易い幼稚な方法である。

そこで現今大會社銀行や、中小の諸會社而已ならず、大小個人商店に至る迄も先づ第一段に於て怪まれることなき樣、假預り金又は假受金とか云ふ如き科目は考課狀の上に表はさず何れも「買掛金」とか「借入金」とか一見對外的負債なりと思ふ樣な科目に併合し、若し表はすとも僅少に計上する。更に進んでは、かうした利盛隱匿額は全然負債金額から除算し、從つて同額を資產金額からも控除することに手段を採るのである。即ち利減資減の方法で實に危險千萬な手段である。

先年稅額を五百萬圓增加決定を受けた〇〇會社外、何百件と云ふ追徵又は加算課稅を受けたる大小會社、個人商店は皆此の筆法である。

毎日の賣溜金の隱匿脫稅方法

この日々の賣上金主として現金を隱したり又は二重帳簿として置くことは誠に簡單で一般容易に行はれて居る。これも利減資減の假裝に屬する隱匿である。即ち

（イ）眞正の金錢出入帳の外に毎日の賣上高中より二三割乃至五割方宛控除した狀態の金錢出入帳を作り、眞正の出入帳には控除した金額の頭へ朱星を附して置く。

（ロ）右隱匿金は其店の取引銀行以外の銀行に店主個人名義で預金となす。

（ハ）隱匿賣上高に相應な仕入高を推除して差益率の低下を豫防して置く。

第四 大會社も此手で

前述のこの利減資減の假裝にも二つの區分がある。それは

甲、始めから利益にも資産にも計上せぬもの(全減法)と

乙、一旦利益に計上し又は利益を負債科目中に留保し置き、期末等に於てのみ資産金額と相殺削減するもの(假減法)とである。

甲は賣上金を引き拔いたり又は口錢を得た時直に之を店主なり社員なりに分配した場合が夫である。

乙は更に次の三樣に區分することが出來る。

(一) 利益を負債科目中に留保して置いたものを期末等に於て資産金額と相殺するもの。即ち例へば手數料として現金二萬圓を收入した場合に一旦前述の利減負增法に依り

借　方　　貸　方

現　金　二〇、〇〇〇圓(資産の增加)　假受金　二〇、〇〇〇圓(負債增加)

右の如く「假受金」の中に留保し置き、而して期末等に於て

假受金　二〇、〇〇〇圓(負債の減少)　有價證券　一〇、〇〇〇圓(資産減少)

右の如く資産金額而も數科目に適當に目立たぬ樣に減するのである。大會社は皆此手である。

(二) 一旦利益に計上したものを期末に於て之を負債科目に振替へ、更に資産金額と相殺するもの即ち最初利益に計上して置いた丈が(一)と異なり、他は皆等しい。即ち期末に於て假決算をしてみた所が、あまり純益が多過ぎる場合は純益が世間並なる程度に利益中から削減して假受金等の負債假勘定となし、而して之を資産金額と相殺するのである。

(三) 一旦利益に計上して置いたものを期末等に於て直ちに資産金額と相殺するものである。これは(二)の如く負債科目に振替へてから相殺するのではなく、直ちに利益と資産金額とを相殺する方法で、例へば最初賣買益なる利益科目で整理して置いたものとすれば

銀行預金　六、〇〇〇圓(同　)

現　金　四、〇〇〇圓(同　)

借　方　　貸　方

賣買益　一五、〇〇〇圓（利益の消滅）　賣掛金　一〇、〇〇〇圓（資産の減少）
貸付金　二、五〇〇圓（　同　）
假受金　二、五〇〇圓（　同　）

現　金　一五、〇〇〇圓

の如く數口に配分相殺するか或は又

賣買益　一五、〇〇〇圓　現　金

の如く一と口に落すのである。

斯の如く、甲の場合は本來收入すべかりし資産――現金なるを普通とする――を暗から暗に處分するに反し、乙は切落す資産の種類を問はぬ土地建物の如き固定資産は直ぐ氣付かれるから相殺せぬが、其他は何でも御座れで相殺するのである。

畢竟、期末等に於て一時的に假減を行ひ、稅務當局の調査上而已ならず、種々の事由に依りて一般社會のものを誤魔化せば宜いのであるから翌期首には直ぐ原の如く復活するのである。

而して乙の場合は之を祕密留保と認められ、甲の場合は時に之を祕密配當又は賞與と認められて課稅を受くることを豫め覺悟して置かねばならぬ。稅務官吏をアマリにあまく見て、慾に眼を眩まして居ると、目の玉から火が出る樣なめに合ふと思ふ。

第五　逋稅、脫稅は如何にして發見するや

甲の全滅法は大會社には出來ないことである。多數株主があれば其株主が承知しない。若し行つてあるとすれば背任橫領罪が附き纏ふ。まあ概して中小會社又は同族會社、個人商店等に多くある。

斯る非違は所謂慧敏な稅務官吏に依りて直ぐ喝破されてしまふ。即ち次の數項に依りて必ず發見し得るのである。

（一）　經濟的大數觀察より歸納推究すること
（二）　間接資料との一口每に照査を勵行すること
（三）　其店舖から間接的並に直接資料を摑むこと
（四）　其他周到深鋭の諸調査等

第六　使用人の不正も此手

以上の假裝記帳は總て稅務對策上に就いて述べて使用人の不正記帳に依りて店主の被害を蒙る點には言及して置かなかつたが新聞記事に徵するまでもなく、現在の實業界に於て各種事業の從業員の不正事實が如何に多數に摘發されつゝあるかは枚擧に遑ないのである。これ等の不正は社會上又は心理上種々の誘因があるに相違ないが、財務上の見地より考察すれば帳簿組織の不正其他の缺陷に胚胎して居ると謂ふも過言でない。

この意味に於て事業の經營主は稅務對策上、假裝記帳を帳簿方に命じることは從業員に對して租稅上は固より更に己が事業を蝕ばむ樣なことを敎示し强要して居る實態に陷るものである。ウカ〳〵して居ると使用人は、稅額輕減の爲ではなく全く自身の爲、前述の假裝記帳を應用して事業主を欺し稅金どころか根こそぎ純益金を盜取して了ふ惧れがある。又雇傭中不正行爲はなくても之等假裝記帳に從事した從業員を解雇するに際して又は解雇したる後、意外な難題を吹きかけられることを見聞するであら

う。

假裝記帳は如上述べた樣な簡單なものの丈けにとゞまらず、各種事業の性質に依り諸種の方法がいらでも考案出來るが、斯る非違なることを案出して頭を惱まして居るよりも、總ての會計帳簿を正確ならしめ、常に財產の實際及業務の現況を正しく知悉し事業の基礎を鞏固にして信用を增大するが得策であると思ふ。

第三節　合法的脫稅と呼ばれる山林所得の稅額低下

所得稅法第十四條第二號に規定してある通り『山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額』に依りて課稅を受くることは、何人も違論はないのである。而し必要の經費に就いては一般說明の通りであるが、この總收入金額が問題となる事實がある。即ち法文に前年中の總收入金額とあるから、たとひ拾萬圓の山林所得を有する（必要經費を控除して）べき納稅者と雖も、其拾萬圓の全額を前年中に收

入せずして前年五萬、翌本年五萬圓の二回に收入する事例が多數あることは一般の認識し得る所である。

從て此實例に對しての實際課稅は、五萬宛二ケ年に續いて該所得稅の決定を受くるのが至當である。然るに課稅維持に急なる稅務官吏中には此二ケ年に收入すべき金額を一ケ年中に收入すべく、見積りて課稅を爲すことあり。此場合異議の申立を爲せば（審査請求）玆に於て脫稅呼ばわりを以て惡罵せらるることがある。今其脫稅或は逋稅なりと云はるゝ事由を述ぶれば

山林所得稅率は六千圓以上より累進稅率であるから、拾萬圓に對する一ケ年の本稅金は七千八百貳拾八圓であり、五萬圓に對する一ケ年の本稅金は二千七百三圓である。五萬圓宛の所得を二ケ年に續けて納稅しても、合計本稅金五千四百六圓である。故に山林所得十萬圓と決定を受け一ケ年に納稅したるに對して、稅額は勿驚、二千二十二圓低下するのである。これは國稅丈けであるが附加稅も共に課稅が低くなるに因り其差額は三千圓以上になるであらう。こんな譯であるから僅かに一萬圓でも一ケ年本稅は百五十三圓、五千圓宛二ケ年に跨りて納稅すれば、五千圓の所得に對する年額四十四圓の二つ合計八十八圓となり、差引六十五圓の低下となり、稅務署側から觀れば脫稅か知れぬが實例が斯くあれば止むを得ないであらう。解り易く記すと

十萬圓の場合

所得　一〇〇、〇〇〇圓　稅額　七、八二八圓

所得　五〇、〇〇〇圓　稅額　二、七〇三圓　此二倍五、四〇六圓

差引低下稅額　二、四二二圓

一萬圓の場合

所得　一〇、〇〇〇圓　稅額　一五三圓

所得　五、〇〇〇圓　稅額　四四圓　此二倍八八圓

差引低下稅額　六五圓

右の通り僅かに二ケ年に分割收入する場合でも斯く稅額が低下するのである。從つて尙三ケ年、五ケ年と分割收入する事實ありとせば、又著しく稅額の低くなることは、

税法上當然である。

故に納税者たるものは、數ケ年分別して賣却代金を收入する事實なれば止むを得ざるも、故意を以て税務署を欺し或は證書等を捏造して租税の逋税を圖るが如きことありてはならぬと思ふ。

第四節　サラリーマンの税額低下の方法

月給鳥と云ふ鳥は懸鳥と云ふ鳥にいつも虐められて居るが、其懸鳥には狎れてしまふと鶯の啼く位に思ふであらうが、税金鳥には敵ふまい。そこでいろ〳〵と税金鳥の出て來ぬ様に首をひねられる、そして名案(?)を絞り出されるのである。即ち所得税法に(第十六條第二項)戸主及其同居家族の所得は之を合算し其總額に依りて所得税を課せられるのである。されば別居することに限るとして己が住所を勤先の會社又は商店内と假裝したり、各々の知り合の便宜な所へ寄留届をお出しになる。或は實際に戸主と別居して了ふと云ふ御連中もある。ところがだ。税金鳥は此手は食はん、住所だ居所だの寄留だのと、そんな法律的な解釋や講議はどんなになつて在つてもよいのである。事實の認定に依つて課税するのだ。なんぼ住所或は居所の變更をした所で、屁とも思はんのである、それでは無茶じやないかと月給鳥は思ふであらうが、中々どうしてそんな名案(?)の實行ある無いに不拘、どし〳〵課税することが税法の最も正しき運用なのであるから致方があるまい。まあ、その課税することが正當である譯を極く簡單に云ふと、別居したとて會計即ち一口に云ふと一家の世帶を同じくして居るからである。言葉を變へて云へば、戸主と身體は離れて暮して居ても家計を同じくする即ち親の脛噛りであるが故だ呵々。

別居して居つても、戸主と合算課税を受けるものは税務官吏に於て親の脛噛りと認定を受けて居る譯である。すねかぢりの事實なきものは人を馬鹿にするなと大いに抗議すべきである。既に御承知の通り所得税は累進税率であるから、親元にても相當納税して居る場合などは雀の糊米程の錄を頂戴して居ても、所得税額は相當高く著者も曾て苦しんだ？　體驗もある。

それから長男其他推定家督相續人は別居しても分家屆を出し分家することは民法上許されぬが、現在二男其他家督相續人でない者は種々の事由に依りて戸籍上分家屆を出して分家したとすれば、未だ戸主と同居しても、この場合は分離課稅になること疑ひなし、若し稅務署が合算課稅をしたら、それは誤謬である故、申出れば直ぐ取消なり稅額を訂正なりして貰へることを斷言し保證もする。

其分離課稅になつた結果どんなに稅額が低下しても或は全然課稅を受けなくなりても決して租稅の逋稅犯にはならない。安心して宜しい。

お弊の塵拂や、米搖バッタでも通勤の途上では肩で風を切り、九尺二間の割長屋や下宿屋の二階では天下を論ず手前官公署前の代書先生に頭は安く下がるまいから、分家屆に關する書式を記して置くことにした次第である。

分家屆

本籍　府縣市町村番地　本家ノ戸主　何　某

本籍　本家戸主ニ同ジ父何某母何某ノ何男分家者　何　某

右何某何縣市町村番地ニ分家ス

右分家屆出候也

年　月　日

屆出人　分家者　何　某㊞（生年月日）

何町村長何某殿

右分家ニ同意ス　同意者　本家戸主　何　某㊞（生年月日）

第五節　合法的脫稅と謂はるゝ

民法の組合組織營業

我商法の規定に依りて設立したる匿名組名にあらずして、民法の規定に基きて組織し商行爲即ち營業を爲すもの勿からず。この組合に對する所得並に營業純益又は相續稅の課稅法に就いては相當論議せられつゝあるを以つて以下之に付て簡單に述べる。

第一　組合の意義

組合又は會社（Societas, Societe, Gesellschaft）の意義に就いては從來より種々の議論ありたるも、現代學者間の通說を略記すれば

一は組合を以て利益配當の目的とするものに限るとし、一は共同事業を目的とするものゝ總稱なりと謂ふにあり。

而して羅馬法の「ソシエタス」は明かに其第二の意義を有せしと雖も、近世法律に在りては第一の意義を採れるもの頗る多く、我舊民法は此意義を採用したるも、利益配當を目的として共同の事業を營むは他の目的を以て之を營むと全く之れを區別し、一は民法に特別の規定を置き、一は單に一般契約に關する規定に依らしむは、學理上其當を得ざる而已ならず、實際に於ても不便を感ずる所なり。故に我現行民法に於ては羅馬法獨逸法の主義に倣ひ組合の範圍を廣くし、共同事業を營む目的とするものを總稱して組合と謂へり。

參考　民法第六六七條

「組合契約ハ各當事者カ出資ヲ爲シテ共同ノ事業ヲ營ムヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス」

第二　匿名組合の意義

匿名組合は資本家が財產出資を爲して他人の營業に加はり、利益分配を受くるを目的とするものにして、其經濟上の效用は合資會社に類するものあり。加之、歐洲に於ては沿革上二著共起源を同じくするものあるを以て、獨逸商法の如き之を會社編に加へ其末尾の一章を之れに宛つることゝせり。然れども匿名組合は純然たる契約關係に過ぎざるが故に、何等の沿革なき我商法に於て之れを商行爲中に規定するを以て正當と認め、二九七條に規定し、商行爲事實あるものは民法組合と雖も本章を適用せんとするに出たるものなりと信ず。

參考　商法第二九七六條

「匿名組合契約ハ當事者ノ一方カ相手方ノ營業ノ爲メニ出資ヲ爲シ其營業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス」

第三　議論ある課稅方法

第一說　苟くも民法の規定に基き組織した組合が商業を營むも、其他の公益事業を

爲すとを不問、利益を分配したる場合又は財産に對しては、組合員の共有物なること
は明かに付各當事者に課稅すべきなり。

代表者一人に組合全部の利益又は財産に課稅するは違法なり、而して代表者を定め
ざる組合と雖も完全に存立するものなればなり。（現行實際取扱は本說なり）

第二說　民法組合と雖も營業行爲あるときは商法の適用を受くることは當然なれば
商行爲上生ずる利益に對する營業收益稅の課稅は、匿名組合の營業者と成れるものを
認定して全部の利益を一人に課稅し、財產は組合員の共有物に付所得稅相續稅等の課
稅は各當事者に課稅すべきものなり。

第三說　組合契約內容の如何を不問、商行爲なき組合は民法組合として第一說の如
く課稅し、商行爲あるものに對しては匿名組合規定の適用を受くるものに付、所得營
業相續稅は營業者一人に全部の利益及財產に對して課稅すべきものなり。

前三說中匿名組合に對しては營業者一人に總て課稅すべきことは法理上議論なきも
第一說の如き課稅取扱は事實營業を爲し、商法の適用を受くべきものを組合の起源を
研究せずして狹き觀念を以て組合なる名稱の法意解釋を誤られたるものと云ふことを
得べし。玆に特筆すべきことは斯る課稅は我現行稅法上所謂合法的に脫稅せしむもの
なり。

第二說は一見相當理由あるもの、如きも、法理上根基無く利益を生ぜしむ基本財產
は共有物にして利益は代表者又は營業者一人の占有物と認定する法規を何れに求むる
哉が疑問である而已ならず、實際上不合理極まるものと云はざるべからず。

玆に於て余輩は第三は組合なるものを最も正しく解したる適實なる課稅であると思
はる。

即ち民法上設立したる組合にして商行爲あらざるものは、たとへ利益配當を爲すも
のなりとするも各當事者に財產の持分又は利益額に各課稅し、營業行爲あるものに對
しては商法匿名組合の營業者に財產の持分又は利益額に各課稅し、營業行爲あるものに對
は一掃せらるを以て合理的なる稅務執行なりと思慮するものなり。

第四　結　論

組合の起源が學說上固より立法精神より觀て、現行民法の組合なるものは利益分配爲すものと單に共同事業を目的とするもの等を網羅して此中に包含せしめたるものなることは前述の通りなり。

然りとせば一般法の規定に基き組織したる民法組合と雖も營業行爲あるものは特別法たる商法の匿名組合に關する規定の適用を受くべきなり。即ち特別法は普通法に優るは法律の通則なる故、共同事業目的たると利益分配目的たるを論せず、組合契約の內容如何に不拘、其實態に依り所得稅營業收益稅、相續稅を課稅することに何等の不合理なければなり。

第五　組合契約書樣式

何々組合契約書

何府縣何郡何市町村番地
　組合員　何　某
何府縣何郡何市町村番地
　組合員　何　某

右當事者間ニ於テ民法第六百六十七條ノ規定ニ依リ左ノ組合契約ヲ締結ス

第一章　總　則

第一條　右當事者ハ此ノ規定ニ依リ出資ヲ爲シテ共同事業ヲ營ムコトヲ契約ス

第二章　目　的

第二條　本組合ハ何々ノ事業及ヒ之レニ附帶スル事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

第三章　名　稱

第三條　本組合ノ名稱ヲ何々……ト稱ス

第四章　事務所

第四條　本組合ノ事務所ヲ何府縣何郡市何町何番地ニ置ク

第五章　出資ノ方法

第五條　組合員ノ出資ノ方法

一金　　何　某

一金　　何　某

一金　　何　某

但何某ノ出資ハ組合ノ業務ヲ執行スル勞務ヲ以テ其目的トシ之レヲ金額ニ見積リ右ノ出資額トス

第六章　業務ノ執行

第六條　本組合業務ノ執行ハ總テ何某ニ委任ス但シ之レニ對スル報酬ヲ給セス

第七條　各組合員ハ何時ニテモ組合ノ業務ノ執行又ハ組合財産ノ狀況檢査スルコトヲ得

第七章　計　算

第八條　業務執行者何某ハ毎年六月及ヒ十二月ニ於テ計算ヲ爲シ左ニ揭クル書類ヲ組合員ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

一、財産目錄

一、貸借對照表

一、損益計算表

第九條　業務執行者何某ハ前條ノ時期外ト雖モ組合財産ニ關シ重要ナル事故アルトキハ之レヲ各組合員ニ報告スルコトヲ要ス

第八章　損益分配

第十條　各組合員ノ損益分配ノ割合ハ第五條ニ揭ケタル出資額ニ依ル

第九章　解　散

第十一條　本組合ノ存續期間ハ比契紀ノ日ヨリ　年間トス但期間中ト雖モ組合員ノ一致ヲ以テ解散スルコトヲ得

第十二條　組合解散シタル時ハ何某ヲ以テ淸算人トス

民法ノ規定ニ基キ右契約ヲ證スル爲メ此ノ證書ヲ作リ署名捺印シテ各其ノ一本ヲ保存ス

年　月　日　　右

何　某 ㊞
何　某 ㊞
何　某 ㊞

第六節　株式名儀の假裝で脫稅

土地建物船舶等の不動產を假裝名儀として脫稅を企ることは一寸面倒であるが、この株式の名儀を假裝することは手數も少なければ第一不動產の如く登記科も要らず實に輕便である。そこで株式名儀はは從來より假裝されたものである。現在でも大株券所有者は種々の工夫をして使用人の名儀や其他知り合の者の名儀（實在する人物名儀）に變更したり又は全然實在せざる假裝人物或は組合又は團體名儀に假裝して居る樣である。然しこの記名株式の名儀のみを他人に移轉する所謂名儀假裝は納稅上否、廣く經濟上其目的必ずしも同一ではない。次に示すが如く納稅上而已ではなく全く必要に迫りて假裝の止むなきに在る場合もある。

（イ）信託財產の保護特に信託法第十六條に依る强制執行回避を目的とするもの
（ロ）會社重役の責任株を充たす爲に株主名儀の移轉を爲すもの
（ハ）株主權行使の委任のため
（ニ）管理又は處分を爲さしむ目的とする場合
（ホ）租稅逋稅の目的とするもの

右の內（ホ）を除いては株式名儀の假裝は租稅逋稅の爲にあらずして信託行爲であると澄しこんで第三種所得の綜合脫稅及相續稅より脫がれんとしてみた所で何もならぬことを御承知願たい。

即ち所得稅法第三條の二及相續稅法第二十三條ノ二の規定の活用と稅務上級官廳の通牒に依りて稅務署は之等逋稅の目的を以て株式名儀を假裝したることの明かなるものに付ては名儀人課稅主義の特例とし、實際所有者の所得として課稅すべく取扱ふの

である。

第七節　組織變更に因る脫稅

第一　合法的脫稅と謂はるゝ個人より會社組織へ

個人に對する營業收益並に所得稅は原則として前年實績を以て本年の豫算課稅を受けるのである。會社の營業收益並に所得稅は事業年度即ち決算期の終了後に於て其實績に對して課稅されるのである。從て個人經營のものは前年の純益が假に十萬圓あつた場合には本年の純益高の豫想が其半額以下なる四萬圓位より揚げることが出來ぬ現狀ありとしても、矢張り毎年三月十五日限り十萬圓の營業純益なり、所得なりを申告し決定を受くべきものである。（十萬圓の申告を爲し決定を受け納稅しても、其翌年一月三十一日限り計算して見たる結果、四萬圓即ち前年決定を受けたる金額に對し二分の一以下なれば減損更訂の申請をすることが出來る）

然し前年十萬圓の營業所得（前年と云ふのは一月一日より十二月三十一日迄を云ふ

官公署の年度とは違ふ）があつても本年一月三十一日限り廢業したる場合は前年の十萬圓を申告する義務はなく、本年の一月一日より同月三十一日の壹ケ月間の營業所得假りに五百圓なれば其五百圓丈申告する譯である。即ち個人は前年の實績主義であるが豫算課稅であるに因るに外ならぬ（個人でも豫算課稅でない所得配當賞與非營業貸金、山林所得等あることは第三種所得の一般說明に述べてある）

次に會社は總て實績課稅であるから決算期に於て所得十萬圓生じた場合、翌事業年度は僅かに一ケ月未滿で解散又は營業を廢業或は事業を休止しても矢張り十萬圓の所得に對する課稅を受けるのである。課稅を受けることに就いては大體以上の通りであるが、之れが爲になせ合法的脫稅となる哉と云へば前述の通り個人に於て十萬圓の所得ありたるものが、其翌年に至りて會社に組織變更するときは其個人時代の十萬圓に對する課稅を受けず更に會社は實績課稅であるから若し事業年度を一ケ年間とすれば其間實際に於て營業所得の何等の課稅を受けないことになるのである。然しこれは合法的脫稅でもなければ又決して不正の逋稅ではない。

法理を知らぬものや稅法に暗く慾の皮の厚いもの丶間に於ては滿一ケ年間稅金が課からないから脫稅したものと早や合點する丈のことである。

第二　計理士、會計士は此手で後『一ケ年間』多くの場合個人と同樣に課稅を受くることはない。つまり個人の豫算課稅即ち稅金の先納と法人の實績課稅即ち稅金の後納めに依るクイチガイの結果である。會計士や計理士のお蔭で免稅になつたのでは無い。會計士や計理士が目を付けるのは此點である。

會計士や計理士が、どんな計算した所で又は個人或は會社の計算書に對し檢査、證明、鑑定だのと如何にも效力のありそうな書類を作成したとて稅務當局者に於ては事實に依りて課稅するのであるから何人の作成した書類でも同樣に取扱ひを受けるのである。稅務署は辯護士、司法代書人又は會計士、計理士だ、稅務代辨人だ、所得調査委員だと云つたて特別に便宜を與へたり不合理な計算を特に是認して呉れるものではないことを御承知願ひたい。

然し個人經營でよいものを何等理由なく只、稅金を安く納める考へ而已で會社組織に變更したとすると其年は先づ前述の法律の結果に依り無事であるが、其會社の決算期(少なく共其翌年)に至りて課稅を受くる時、實に後悔せねばならぬことになりはせぬかと思ふ。否、實際にあることを著者は言明する。實にたくさんある。如何なる理由に因るかと云へば千態萬樣であるが大體に於て左の理由に屬する。

一、同族會社の故を以て所得計算を否認され稅法上の同族會社に對する課稅の重加を受くること。

二、同族會社にあらざるも資本金僅少に依り超過所得の稅率の適用を受くること。

三、稅法に通曉せざる爲、只會計學上の計算に依り損益を主張すると稅法上の計算に是正したるとき。

四、帳簿並に證憑書類不備又は不完全に依り稅務當局に於て計算の根基並に計數の正否不明なるとき。

其他假裝記帳等に依り稅の逋稅を圖り追徵又は罰金を科せらること。

右の通りであるから稅金而已の關係を考へて會社に(個人から)したものは速に解散すべしである。而して解散すれば清算所得を課せらるゝことを覺悟せねばならぬ。(清算所得に就いては一般說明の通り)

第三　脫稅どころか大激增稅

個人の數ケ年分を一時に徵收される法人の營業所得計算と個人の計算の主なる諸點を實例を以て示せば左の如し。

個人の營業所得　三、〇〇〇圓の場合

(一)　個人は三、〇〇〇圓其儘三、〇〇〇圓對する課稅を受けるのである。

(二)　法人は(個人營業計算と同じ方法で算出した場合)其內より代表者又は役員の給料一、二〇〇圓位、店舖(代表者又は家族のものと雖も)借料一、二〇〇圓、什器其他の原價消却一〇〇圓、差引五〇〇圓の營業純益ありとする。此時資本金五千圓と假定して其稅金は次の通りである

(一)　個人　(三、〇〇〇圓)

營業收益稅　八四圓　所得稅　七〇圓六〇

計　一五四圓六〇

(二)　法人　(五〇〇圓)

營業收益稅　一八圓　所得稅　二圓五〇

計　二〇圓五〇

(一)、(二)差引一三四圓一〇となるから、これは本稅丈けで附加稅を加へたる金額は少なく共二百圓以上の減稅となると。考へて猫も酌子も皆法人へと法人へと組織の變更方を企圖して居る樣であるが、之れが大なる誤であり禍根を來す基である。前例は個人で三千圓決定を受けたことを以て其三千圓が眞實であり絕對に三千圓以上はなき場合であるが、稅務署は多くの場合相當斟酌して脫稅して居るのである。其れを忘れたり或は知らずして、この三千圓ばかりに目を暗まして居ると、次の通り課稅を受けたら何とする。

即ち三千圓の決定であるが事實計算した結果、五、千圓であつたとする。

この場合、個人なれば三千圓で百五十四圓六〇錢で濟むものを法人であるが爲、二千五百圓を除外しても尙且つ二千五百圓の收益となる。其法人の稅金は營業收益稅九十圓、所得稅は超過所得即ち五千圓の資本に對する一割以上を超え、二割を超え、更に三割を超ゆる所得であるから其稅額四百九十五圓〇〇合計本稅丈けで五八五圓となり、個人との增差額四百三十圓四十錢と云ふことになる。附加稅を加算すれば實に七百餘圓の增稅となる譯である。何んと驚く外あるまい。

であるから個人の稅金が高いと思つて慢然會社にするとヒドイ目に逢ふことがあると思ふ。

第八節　營業經營者を假裝す

甲が營業して居て每年五千圓見當の利益があり、營業以外の所得が五千圓、合計壹萬圓の所得を有する者は所得稅の累進稅率によりて五百四十圓六十錢の納稅となる。

（所得稅の本稅而已）若し、この甲が乙なる他に何等所得を有せざる戶籍外の分家したる如き兄弟又は親族或は其他の他人の名義に營業を變更すれば玆に於て所得稅は五千圓に對する百七十圓六十錢の稅額の二つ合計三百四十一圓二十錢となり、一萬圓に對する稅額よりも百九十九圓四十錢咐加稅を合算して約二百五十圓見當の合法的減稅となる譯である。然し營業の讓渡しを稅務署が認むる哉否やが問題となるが法令の規定に依り例へば所轄警察署其他各官廳の免許を要する營業等は稅務官署に於て其營業讓渡を認むるの認ないと云つた所で致方があるまい。或は免許資格條件が法人と個人との差等ある爲め、法人が個人の名儀を用ひて所引所の會員又は取引員となり業務を爲すことがある。

斯る場合は立法者は固より稅務當局者も之れが租稅逋脫の合法的妙手段には目がとどかず、この手に懸つたら見逃すより致方あるまひと思はれるであらうが。

而して然らず斯る場合に於ては此等の事實に對して課稅すべく道具が揃へてあるのだ。法律學生や三百代言的稅法の解釋をして逋脫を圖つて居ると減稅どころか却て甲

乙重複して課稅を受くることがある。その課稅を受くる事由を極く簡單に云ふと『其營業上の利益を法人又は他人に歸屬せしめたるときは其各自の所得は一旦個人或は法人の實際所有者に歸屬したる後各名儀人に贈與したるものと認められ各々の所得に算入せらるゝであらう。』

尙信託法又は取引所法上信託の成立を妨ぐ事由なき場合に於ては信託として取扱ひ實際の所得者に對して課稅するが穩當の如く見受けらるゝも、稅務當局は如何なる場合に於ても如上の事實あるものに對しては其信託關係の成立を認めざる趣旨なるが如く思はれる。

第九節　どんなにでも拵げられる

減損更訂に就いて

減損更訂を規定したる營業收益稅法第十九條は次の通りである。

「個人の營業に付納稅義務ある者純益金額二分の一以上減損あるときは、政府に純益金額の更訂の請求を爲すことを得、但し翌年一月三十一日を過ぎたるときは此限りにあらず

純益金額決定後營業繼續に因り純益金額の減損したる場合は、前項の規定を適用せず」

「所得稅法第六十四條も同樣なる規定である」之れ全く租稅の負擔を實際の負擔力に適合せしめんとして出でたる規定である。

この第二項を單純に解釋すれば減損の事由が營業を他人に繼讀せしめたるに因るときは全然更訂處分は出來ない樣に一般に解されるのである。然れ共法理的に之を解釋すれば「營業繼續したる而已の事由に依り減損更訂の請求權無きも、營業を他人に讓渡せざるものと假定しても減損したる計算となるものは請求權を有す」と解するのである。營業繼續行爲の事實ある故を以て更訂を行はないと謂ふのではない。而して更訂處分の實際取扱は稅務當局に於いて「所得又は純益金額決定後營業繼續ありたる場合に於ける被繼續者及繼續者の當該所得を通算して計算するも

の」となつて居る。取扱規定が斯くありとすれば、其計算上に關して大なる問題が生ずるから改正の要ありと思ふ。第一問題は營業繼續ありたる場合、何故被繼續者の實績而已に依らずして、被繼續者の所得並に純益に何等關係なき繼承者の純益を通算する理由が法理上存する哉といふことである。されど被繼續者及繼續者の純益通算せざれば、故なく營業を讓渡し、又は個人より法人組織に變更し以て賦課を逃がれんとする者續出する虞ありとして通算するものとするならば、之れ全く法理を曲解したるものであると云はねばならぬ。何んとなれば元來營業者の取引の實狀は、稅法關係而已に重きをなして濫りに營業を讓渡し、或は個人より法人に變更するものではない。相續稅法二十三條又は登記料其他營業の種類に依りて官署の免許等の諸關係があり、經營困難の結果止むを得ず變更又は讓渡したるに拘らず、稅務にことよせ世間の信用を保持せんとする者と、個人よりも法人は稅金の負擔輕くなると盲信して變更する者偶々ある而已である。況や古き老舖信用等の諸關係ある者に於てをやである。

この通算することに依りて次に起る問題は、個人が法人に組織變更の場合事實上二重の課稅である。尤も個人の所得決定以前に於て變更したるものは問題外であるが、個人の所得は前年實績に基く豫算課稅であり、法人は事業年度終了後の實績課稅であるから、其年六月に個人より法人となりたるものは重複に課稅せらるゝ結果となり、前者の所得減損更訂を行はんとすれば其計算方法が是又問題である。即ち個人及法人の純益を通算する場合算定方法が二種あり、次の如きものありとせば何れの算定方法を採るが適實なる哉に疑義を生ずるのである。

個人時代所得決定額　五〇〇〇圓
個人時代中實績所得　一〇〇〇圓
會社時代法人計算の所得　一五〇〇圓
同　個人計算に換算所得　二〇〇〇圓

斯の場合會社計算其の儘所得額に個人時代の實績所得を通算するときは、減損更訂を行ふことを得、會社の實際所得を個人所得計算方法に引直して通算するときとは更訂を爲すことを得ざる二分の一以下の減損となり面白い問題が生ずる。

通算せざれば斯の如き問題が起らないのであるが、法規の解釋の出發點を誤つた通算說？が吾人實務者間に有力であるから通算方法に就いて參考迄に簡單に述べると、會社計算所得を其儘個人所得と通算す說の理由とする所は、個人と法人とは其人格を異にするものなれば、異りたる計算方法に依る所得と雖も其儘通算するが當然なりと謂ひ。

會社計算を個人計算に換算すべしとする說は、個人の減損更訂であれば會社に變更後と雖も個人と同樣の計算方法に依らざれば、正確なる損益計算を爲すことを得ずと謂ふのである。

この外に前二說を辯駁して怪しげな納稅者利益本意折衷說？がある。曰く前說は竹に木繼ぎたる如く、後說は同一個人が單に法人組織に變更したる場合に限られたる如き狹き觀念より生じたものであるから、納稅者利益の意味を以て二種の算定を爲して視たる上、減損額大なる計算を採りて更訂を行ふが妥當なりと謂ふ。

通算することに因りて尙其外に問題がある。前營業者の減損更訂を行はんが爲、第三者たる繼承者の收支計算を爲すが問題であり、前營業者は何等關係なき後繼者の損益狀態を關知する由なく、請求權の有無すら判らぬことゝなる。從て被繼續者は何が故に繼續者の營業狀態に依りて法定の請求權を左右せらるゝか其、理由が不可解となる。

玆に於て斯る不合理は被繼續者及繼續者の當該所得を通算することに基因するは明白の理であるから、余輩は通算せざる計算方法を採用せられんことを主張する。

營業繼續したると否とに不拘、減損したる計算となる場合は、更訂處分を行ふことを得る法意なれば通算する理由は更にないと信ずるのである。されば最良の方法は個人時代に於ける實績の所得又は純益月割平均を算出し之を年額に換算するのである。

（例へば六萬圓の決定を受けたる個人が六月迄の實績所得一萬五千圓の場合、年換算三萬として更訂するが如し）この外に、當初決定額は前年の實績に基くものなれば當年の實績と其前年の實績とを通算して十二ヶ月分即ち一ヶ年額として算定する方法もあり、相當理由あれども、余は其當年而已の實績額を年額に換算し減損額を査覈するが

最も事實に適合したる稅法の正しき運用なりと思ふ。

斯くするに依りて前述通算に因る立法の精神を沒却したる觀ある問題は理解せられ重複課稅の問題は自ら解決し不合理にて複雜なる計算を爲す必要生ぜず、一面事務簡捷ともなり適實なる稅務の執行と成る譯である。故に現在の條例上此方法に據るにあらずして外に途なしと云ふも過言ではない。

余輩の主張する計算方法は假りに不可なりとするも、應能負擔の原則に基き社會政策を加味したる現行稅法の運用上に於て、事情止むなく減損更訂を請求する窮境に在る少數納稅者に對し、法律の規定する所に從ひ賦課輕減するに何等の不可ないと思ふ。當然の要求を容れるに吝であつてはならない。徒らに法規の枝葉末節に拘泥する結果時に法をして空文に終らしめ納稅者の權利を伸長せしめざることがある。減損更訂の如きは納稅者の請求權であり他面恩惠的規定であるから特に正しく其特典を適用すべきであると思ふ。

第十節　相續稅の逋脫

第一　相續稅の合法的逋稅

相續稅を課せらるべき財産より葬式費用並に被相續人即ち前戶主又は前財産所有者の債務を控除されることは一般說明の通りであるが、脫稅の目的を以て事實にあらざる借金の假裝を親族なり又は知人に依賴して其證憑書類を拵へるものがある。假りに十萬圓の財産を有するなれば五萬圓の假裝借財で差引五萬圓課稅を受けるとすれば、稅額表に示すが如く長男が相續した場合、第一種の稅額として十萬圓では千六百〇五圓五萬なれば四百五十五圓であるから差引千〇五十圓の低下となり、都合のよい脫稅である。これは合法的の脫稅ではなく虛僞の證憑書類を作成した卑劣な手段であるが合法的なのがある。即ち十萬圓の內五萬が土地船舶以外の動產、例へば株券の如きものである。これを相續開始前に一時他人名義にして假裝するのだ（これには稅務署も敵ふまい、と思ふであらう）即ち相續稅は相續の開始ありたる現在に依り課稅するの

であるから相續開始の以前に於て他人名儀とするのであるから課稅を受けない譯であると解釋が出來る。

然しこれは實に一般の素人的危險な考へである假裝し借金を拵へたとて其使途の追及を受けて看破られるし、假裝名儀に對しては稅法第二十三條及第二十三條ノ二の規定に依りて家督相續稅の大凡倍額なる遺產相續稅の高率課稅を受ける次第である。

第二　稅務署は此手は食はぬ

そこで此度は相續稅のかゝらない寄附行爲で逋がれることを考へ出しても、稅金どころか丸る取られであるから、これは惜しい。それでどうせい現在財產の名儀は其各々相續人に名儀を變更せねばならぬのであるから、一層各相續人に對して賣買登記を以て所有權を移轉することが合法的脫稅であるから、稅務署も文句は云ふまいと考へ之れを實行するとする。百萬圓の財產のものなれば其相續稅は第一種の稅額として六萬六千百〇五圓であり、三十三萬圓であるから差引三萬三千百〇五圓の儲けとなる。なんと都合のよいことではないか？　然し稅務署は此手は食はぬ。これが捕らぬ狸の皮算用と謂ふ奴である。その譯を次に述べると

同稅法の一年以內の贈與財產に關する規定の適用を受けると否とは暫らく置き、其賣買登記のありたる當時に於て既に相續開始ありたるものと看做されて課稅せらるゝ即ち相續稅法第二十三條の規定が待つて居るのだ。該條文が如何なる解釋に依りて課稅を受けるかと云へば、其賣買に要する資金の贈與ありたるものと看做されるのである。そして遺產相續開始したるものと看做して課稅すとある條文通りに依り其遺產相續稅第一種として百萬圓の財產價格なれば、此相續稅は九萬九千六百四十八圓課稅を受くることになる。

結極次の通りになる。

正當に家督相續稅を納付すれば

相續稅	六六、一〇五圓
登記料	五、〇〇〇圓
計	七一、一〇五圓で濟むものを

合法的脫稅せんと欲深き考への爲に

登記料　三三、〇〇〇圓

相續稅　九九、六四八圓

計　一三二、六四八圓　差引六一、五四三圓の大增稅となる譯である。

寄附を假裝した合法的逋脫

公共團體又は慈善事項其他公益事業に對して爲したる贈與又は遺贈の價格は本相續稅法の課稅價格に算入せないのであるから、これを假裝する方法を考案した者がある。即ち一萬圓の寄附をする約束をなし、それを每年一千圓宛、月百圓未滿宛、月賦の寄附である。一萬圓の寄附したことの證憑書類を捏造して合法的脫稅を圖る最も憎むべき美名の許に隱れる惡德行爲である。租稅納付の義務より免がれて其租稅納付額の利子程の金額を以て虛名を博する方法である。尤もこんな手段は慧銳の稅務眼に依つて喝破され既に寄附支出額而已は認められるゝも、その未拂額は決して認められるゝ譯はない。斯る不德漢ありとすれば稅法上の罰則の適用は固より社會上より矛正を加へなければならぬと思ふ。

第十一節　贈與財産に對する相續稅の逋脫に就いて

一

相續稅は民法上相續の事實發生に因り其效果として相續人が被相續人より承繼すべき財産價格を評定して賦課する所の租稅である。

課稅の要件として相續開始したるときは開始地が帝國內にあると否とを問はず又被相續人若は相續人が帝國臣民たると否とを問はず本法施行地に在る相續財産を以て課稅標準とする第一條の規定は蓋し本稅法の骨子をなすものである。

從て相續稅が賦課せらるゝには相續開始あること及稅法施行地に相續財産の存在することは根本要件にしてこの二要件が具はらねば相續稅は賦課せられない譯である。然れ共本稅法は第二十三條に於て不動産及船舶以外の財産に付贈與を爲したるときは遺產相續開始したるものと看做し課稅する旨規定したるは同法第三條の一年以內の贈與

財産を加算課税することゝに相俟て本税逋脫防止上萬遺憾なきを期し法律の擬制を以つて贈與を相續と看做したのである。

參考　相續稅法第二十三條

左ニ揭クル場合ニ於テ本法施行地ニ在ル不動產及船舶以外ノ財產ニ付爲シタル贈與ノ價格カ千圓以上ナルトキハ遺產相續開始シタルモノト看做シ其財產ノ價格ヲ課稅價格トシテ本法ニ依リ相續稅ヲ課スシタルトキ

一　親族ニ贈與ヲ爲シタルトキ

二　分家ヲ爲スニ際シ若ハ分家ヲ爲シタル後本家ノ戶主又ハ家族カ分家ノ戶主又ハ家族ニ贈與ヲ爲

前項ノ遺產相續ニ關シテハ第十條ノ規定ヲ適用セズ

二

明治三十八年四月本法施行以來、本條は稅務當局竝に納稅者間に於てこの贈與稅課稅に關し、贈與事實有無に就いて常に紛議を生じて訴願訴訟の數も尠くない狀態である。大正十五年に課稅範圍を擴張して舊條文の推定相續人以外の親族に對する贈與にも課稅することに改め逋脫防止の目的貫徹に出たるは可とすべきも贈與事實の有無に關し尙且つ課稅上一層紛議を釀し稅務行政上非難を受け適實なる稅務の執行を阻害せんとしつゝありて本條文廢止論の出づる狀態である。

三

元來相續稅は非難の多い租稅である。

第一に擧られる非難は本邦特有の美風なる家族制度を破壞するものなりとし、財產の承繼は單に管理を移されたるに過ず、所得又は財產價格に增加なきに不拘、課稅するは財產の減少を來し、その維持を危殆せしむるものなりと謂ひ。

第二の非難は財產元本を侵蝕して國家產業の發達を阻害するほか國民貯蓄精神を阻喪せしむと謂ふ。

第三の非難は相續なる偶然の事實を捉へて課稅するは租稅收入また偶然性を帶び財源として不適當なる而已ならず相續度數の不定に基く各人の負擔の不公平ありと主張するにあり。斯く相當理由を付して非難ありと雖も其負擔する所極めて少なく財產一萬圓にて五厘五毛百萬圓にて六分六厘千萬圓にて漸く一割一分六厘であるから決して

苛重ならず寧ろ輕率の觀あり。何れも正當なる議論ではないことは明瞭である。

財產稅の一種である現行相續稅法は應分負擔の點からしても又正義觀念の點からしてもはた又、富の社會的分配の點からしても廣く財產稅の創設される曉まで充分其存立の根據を有するものである。即ち偶然なる不勞所得を課稅の對象とするから課稅公平の原則に適合し、經濟發展に伴ふ財產價格增加に依りて國家財政上收入を增進せしめ、適當に按配されたる累進稅率は富の社會的偏倚を匡正し、プル階級に對するプロ階級の反感を緩和する等社會政策上恰好の租稅なる而已ならず我直接稅制の重要なる構成分子である。

故に本稅法をして益々其理想境に發達せしむべく研究し、贈與稅を規定したる本法第二十三條の本能を發揮せしむべきである。

四

如何に課稅技術の進步したる稅務官吏と雖も本稅法第二十三條を適用するに當り贈與事實ありたるに不拘、揑造して贈與にあらざる事由又は證據書類を提示する納稅者に對して贈與事實ありたりと認定することを得るや否やが問題である。尤も我帝國民にして納稅に關し不實の申告を爲すものなき筈なるも事實は思ひ半に過ぐることなしとせず。されば本條は逋脫防止の對策を豫め講じたるものなりとせば贈與の事實を指す如き規定は甚だ不徹底であると思ふ。

五

抑も贈與とは自己の財產を無償にて相手方に意思を表示し相手方が之れを受諾することに因りて其效力を生ずる契約である。（民法五四九條參照）

一、贈與は契約である故に贈與者の意思表示に依り受贈者の合意を心要とする。

二、贈與は物の所有權其他財產權を與ふるもので、贈與の實質は財產權の移轉にある。勞務の提供、又は債務の免除の如きは相手方の利益なるも其財產中に入り積極的に財產增加するものでないから贈與ではない。

三、贈與は無償にて財產を相手方に與ふのであるから著しき低廉價格を以て賣渡したる結果、當事者間の利益は對當せず一方の利益大なりとするも苟も反對給付の

存する限り贈與ではない。

四、贈與は當事者の合意に依りて直ちに成立するものなれば證書作成其他の形式を要せず目的物の移轉も心要とせず。（民法五五〇條）

贈與の履行さない間は其效力甚だ不確實である。

斯の如く贈與は單純なるもの丶如く見ゆるも實際上、煩累にして徵稅者は贈與事實を納稅者より申告なきときは認定上頗る面倒なのである。負擔付贈與、停止條件付贈與、定期贈與、死因贈與、等の課稅に至りては更に複雜であり問題を起す虞がある。從て負擔の公平を維持することが事實上出來ないと云はざるを得ぬ。

六

相續稅逋脫を防ぐの趣旨に出たる條文中に贈與したるときと規定することは課稅上事實不適當である。逋脫防止の目的而已ならず課稅充實の目的を以て贈與事實を指すことを改めて『一定身分關係ノ間ニ於テ行ハレタル財產ノ讓渡アリタルトキハ贈與シタルモノト看做シテ課稅ス』と本文改正の要ありと思料す。

斯く改正することに依りて或は苛酷なりとの謗なしとせざるも、今世上一般に行はれる贈與的財產讓渡なるものは汎く本稅逋脫の爲と斷じ難きも、之れが回避を目的として計畫的に行はれる場合も決して其事例に乏しくないのである。

七

實際贈與したる場合と雖も贈與にあらざる公正證書其他の形式を整へることは、さまで難しくない實狀であるから贈與の規定あるを奇貨とし不德行爲を容易に行はしむる如き規定は强行法たる本法制定の目的の大半を破壞し去らるゝ虞がある。本法二十三條の二に規定する信託受益權を他人に歸せしめたるとき贈與又は遺贈したるものなりと看做して課稅すとしたるは之れ全く時代に適應し非違行爲を徹底的に防遏したる注意に外ならず。

故に本法第二十三條をして前述の如く一定身分關係者間の財產讓渡ありたるときは贈與したるものと看做して課稅することに當然改正すべきものなりと思料す。

第二章　所得標準率

△所得並に營業純益が帳簿上計算出來ねば此表で

所得營業純益、扶養家族、保險、地租、等の申告及控除申請は毎年三月十五日限りであることは一般に既に知られて居るが、扨て申告となると帳簿上の計算で所得又は營業純益が判からない人々が多數あることは事實である。

然しながら多くの場合、前年各收入金位は何かの記錄によりて、わかる筈である。所で收入金が漸くにして見當が附いても、現行法の所得又は純益は全然見當が付かない。この結果一日延びに延びて竟に三月十五日に至りて爲すべき方法もなく申告書の提出を怠る通弊？　があると思ふ。

申告なきが故に課稅とならざる所得稅の賦課を受け、營業收益稅額は地租控除を受けざる爲高額となる。腹立ちまぎれに稅務署へ出頭して苦情を云ふても一向稅額は變

りはなく、偶々所得調査委員の選擧改選に際して己が選擧權並に被選擧權の無きことを發見して泡食つて稅務署へ飛込み、高額の稅金を徵收しながら、拙者に選擧權を附與せざる如き粗漏なる調査は怪しからぬと、捻ぢこんだ所で總て最初申告爲さざりしが爲に因る。後の祭である如何ともする術はない。

玆に於て著者は此間の消息に通じて居るので、之れが救濟策は左表の所得並に純益の算出表を公にして各々業體に應じ、總收入金に對する百圓當りの所得並に營業純益の標準に依りて稅務官廳に申告せらるゝことを敎示する外に途なきものと思料し、帳簿完備し比較的正確なりと認めたる法人個人に對し廣く實査又は推定し、或は各種の經濟統計機關に依りて調査を遂げたるものである。尤も正確を期して居ることは帳簿の整頓する納稅者に於て立證せらるゝ譯である。

故に稅務當局が課稅するに當りて帳簿上收支計算明瞭ならざる納稅者に對して推定せらるゝ爲に若し所得並に營業純益の標準率を定めらるゝものとせば、本表と懸隔なきものが作成せらるゝであらう。

本表は税法上の心要經費を控除した即ち課税を受くる所得額並に營業純益（申告すべき）標準率を表記したるものなれば税務の上而已ならず、この一般的利益標準を鑑み各自の業務に就いて靜思三考事業策確立せられんことを……。

△所得營業 百圓當標準率表

符號	種目	區別	單位	標準率	備考
ア	麻苧	販賣	賣上百圓當	小卸	二、八〇〇円
	藍（和洋）	同	同	小卸	三、〇〇〇
	青物	同	同	小卸	五、〇〇〇
	荒物	同	同	小卸	五、五〇〇
	厚司	同	同	小卸	四、〇〇〇
	麻	裏製造	收入百圓當	小卸	七、〇〇〇
	同	販賣	賣上百圓當	小卸	六、〇〇〇
	油（石油・輕油）	同	同	卸小	一、五〇〇
	同（絞油）	同	同	小卸	三、〇〇〇
	同（鑛油）	同	同	卸小	三、〇〇〇
	同（種油）	製造	精製石一石當	同	六〇〇
	同（同）	販賣	賣上百圓當	卸小	二、〇〇〇
	飴	製造	收入百圓當	小卸	七、〇〇〇
	同	販賣	賣上百圓當	卸小	五、〇〇〇
	同	同	同	小自至	二、〇〇〇

ア	荒箱	製造	收入百圓當		七、〇〇
	同	販賣	賣上百圓當	卸	四、五〇
				小	一〇、〇〇
	空樽	同	同	卸	三、〇〇
				小	一二、〇〇
	空壜	同	同	卸	八、〇〇
				小	|
	アルミニューム製品	同	同	卸	四、〇〇
				小	一五、〇〇
	空俵	同	同	卸	六、〇〇
				小	|
	粟おこし	同	同	卸	七、〇〇
				小	一七、〇〇
イ	絲類 生絲	同	同	卸	自 、一〇 至 一、〇〇
				小	
	同 同	製造	收入百圓當		推定 三、〇〇

イ	絲類 絹絲	販賣	賣上百圓當	卸	自 一、〇〇 至 二、〇〇
				小	八、〇〇
	同 毛絲	同	同	卸	二、〇〇
				小	一二、〇〇
	同 綿絲 紡績白絲	同	同	卸	自 、五〇 至 、七〇
				小	三、五〇
	同 綿絲 色絲	同	同	卸	二、〇〇
				小	八、〇〇
	同 綿絲 網絲	同	同	卸	五、〇〇
				小	一〇、〇〇
	同 綿絲 其他	同	同	卸	二、〇〇
				小	八、〇〇
	同 撚絲	製造	收入百圓當		二、〇〇
	飲食店	販賣	賣上百圓當	卸	自 七、〇〇 至 二〇、〇〇
				小	|

イ	醫療器械	製造	收入百圓當	卸 自 至	二〇、〇〇
		販賣	賣上百圓當	小 自 至	六、〇〇 九、〇〇
	石灰	製造	收入百圓當	自 至	一五、〇〇 一八、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 小	四、五〇 五、〇〇
	印材	同	同	卸 小	四、〇〇 一〇、〇〇
	鑄物	製造	收入百圓當	卸 小	五、〇〇 一五、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 小	八、〇〇 一一、〇〇
	印章	製造	收入百圓當	卸 小	四、〇〇 一二、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 小	二〇、〇〇
				卸 小	五、〇〇 一八、〇〇

イ	稻扱	製造	收入百圓當	卸 小	一二、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 小	四、〇〇 一三、〇〇
	煎魚	製造	收入百圓當	卸 小	一五、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 小	五、〇〇 —
	印肉	販賣	同	卸 小	八、〇〇 一八、〇〇
	インキ（印刷用）	同	同	卸 小	五、〇〇 一二、〇〇
	一閑張	同	同	卸 小	五、〇〇 一八、〇〇
	煎豆	同	同	卸 小	六、〇〇 一八、〇〇
	印刷業活版	印刷請負	收入百圓當		一三、〇〇 三〇、〇〇
	印刷業石版	印刷請負	收入百圓當		一五、〇〇 三〇、〇〇

イ		
郵便切手類・印紙類・收入印紙類	集配局	無集配局
	三等電信局	無集配局
	一、二等郵便局區內賣捌人	集配局
	賣捌人	三等電信局
	一、二等郵便局區內賣捌人	無集配局
	賣捌人	集配局
百圓捌賣高	卸	小
	一、三〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
	卸	小
	四、五〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
	小	同
	三、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
	同	同
	三、一〇〇、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇
	小	卸
	三、一〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇
	卸	小
	二、七〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
	小	小
	二、七〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇
	同	同
	二、七〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇

イ						
業	醫	眼科・耳鼻咽喉科病院	外科・齒科・獸醫科普通	其ノ他病院	其ノ他普通	生花茶師匠	石工（被雇、自營）	衣裳貸付
收入百圓當	三五、〇〇〇	自五五、〇〇〇至七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	自五五、〇〇〇至六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七五、〇〇〇至一五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	同
			同	同	同	同	同	同

ウ

魚類	生魚	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
				小	一五、〇〇
同	鹽干魚	同	同	卸	五、〇〇
				小	自一三、〇〇 至一五、〇〇
漆		同	同	卸	五、〇〇
				小	—
饂飩	蕎麥	同	同	卸	五、〇〇
				小	一七、〇〇
植	木	同	同	卸	一〇、〇〇
				小	三〇、〇〇
打	刄物	同	同	卸	自四、五〇 至六、五〇
				小	—
團扇・扇子		製造	收入百圓當	卸	六、〇〇
				小	二〇、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
				小	一五、〇〇

ウ

運送	取扱		收入百圓當	自一五、〇〇 至二五、〇〇	
運送業	小蒸汽		同		推定 一〇、〇〇
同	汽船		同		推定 八、〇〇
同	發動船		同	雇船長 八、〇〇 自己同 一八、〇〇	
同	其他船舶		同	自七、〇〇 至一五、〇〇	
同	自動車		同	自五、〇〇 至一〇、〇〇	
同	人力		同	二〇、〇〇	
請負	土木請負		同	自五、〇〇 至八、〇〇	
同	勞力		同	八、〇〇	

ウ	請負洗濯洗張型付等		收入百圓當	三〇、〇〇
	同晒業		同	一〇、〇〇
	同製材		同	二〇、〇〇
	同燐寸小箱		同	一〇、〇〇
	同	染賃	同	三五、〇〇
	同	仕入	同	自四、〇〇 至七、〇〇
	同悉皆	誂	同	自一〇、〇〇 至一三、〇〇
	同	悉皆周旋	同	自四〇、〇〇 至五〇、〇〇
	同	素人	同	自二〇、〇〇 至二五、〇〇
	同其ノ他		同	二〇、〇〇

エ	繪端書	製造	收入百圓當	二〇、〇〇
	同	販賣	賣上百圓當	卸 六、〇〇 小 一五、〇〇
	繪具	同	同	卸 三、〇〇 小 一三、〇〇
オヲ	帶皮	製造	收入百圓當	一三、〇〇
	帶皮	販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一〇、〇〇
	白粉	製造	收入百圓當	一五、〇〇
	押紙	同	同	一五、〇〇
	桶類	同	同	卸 一五、〇〇 小 二〇、〇〇
	桶類	販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一五、〇〇

折箱	製造	收入百圓當	
織物 綿織物白木綿	同	同	自 一四、〇〇
同 同 縞木綿	同	同	至 一、三〇
同 同 色木綿	同	同	一、二〇
同 同 同	同	同	一、二〇
同 同 三ツ綾	同	同	一、八〇
同 同 タオル（紋並）	同	同	一、五〇
同 帆布	同	同	一、六〇
同 同 ネル生地	同	同	一、一〇
同 同 大巾縞綿布	同	同	一、〇〇
同 内地向ネル	同	同	一、二〇
			内機 二、〇〇
			出機 一、六〇
			一、八〇

同 同 英ネル	同	同	二、五〇
同 綿織物白絣	同	同	推定一、〇〇
同 同 紺絣	同	同	一、〇〇
同 同 綿毛布	同	同	三、〇〇
同 麻織物生地	同	同	自 二、五〇
同 毛織物生毛布	同	同	至 四、〇〇
同 麻織物（絣赤苧）	同	同	三、〇〇
同 同 其ノ他	同	同	自 三、〇〇
同 絹綿交織縞	同	同	至 四、〇〇
同 同 絣	同	同	五、〇〇
同 同 肩掛地	同	同	三、〇〇
			三、五〇
			二、〇〇

オ　ヲ

織物天鵞絨	製造	收入百圓當		七、〇〇
	同	同	約定	自三、〇〇 至五、〇〇
			手張	自四、〇〇 至八、〇〇
同縮緬	販賣	賣上百圓當	小卸	自一、五〇 至二、〇〇
(生地)	請負(歩機)	收入百圓當		自二五、〇〇 至四〇、〇〇
同羽二重	販賣	賣上百圓當	輸出	自、二〇 至一、五〇
			內地	自、二〇 至一、〇〇
同同	製造	收入百圓當	輸出內地	自、二〇 至二、五〇
同絹紬	同	同		

ヲ

同西陣	同	同		
同緞通	同	同		六、〇〇
同富士絹	同	同		自、三〇 至一、五〇

カ

鏡	製造	收入百圓當		二、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇
紙 和紙	製造	收入百圓當	卸	五、〇〇
			小	二〇、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	自二、〇〇 至三、五〇
			小	一〇、〇〇
洋紙	製造	收入百圓當	卸	五、〇〇
			小	二〇、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	自二、〇〇 至二、五〇
			小	一〇、〇〇

カ	紙原料	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
				小	一
	鞄	製造	收入百圓當		一四、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一八、〇〇
	硝子及硝子器	同	同	卸	五、〇〇
				小	一五、〇〇
	硝子	製造	收入百圓當	自	五、〇〇
				至	一〇、〇〇
	金物	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一三、〇〇
	蚊帳	同	同	卸	二、〇〇
				自	三、〇〇
				至	一三、〇〇
	社杯	同	同	卸	五、〇〇
				小	一五、〇〇
	合羽	同	同	卸	五、〇〇
				小	一二、〇〇

カ	海産物	同	同	卸	三、〇〇
				輸出	五、〇〇
				內地	一五、〇〇
	鰹節	製造	收入百圓當		五、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
				小	一三、〇〇
	蒲鉾	製造	收入百圓當	卸	八、〇〇
				小	一八、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	六、〇〇
				小	一七、〇〇
	簪（花）	製造	收入百圓當		一八、〇〇
	金物製品（アンチモニー）	同	同		一二、〇〇
	貝鉛	同	同	自	三、〇〇
				至	三、五〇
	傘	同	同	卸	六、〇〇
				自	一〇、〇〇
				至	一六、〇〇

カ	革細工	製造	收入百圓當		一四、〇〇	
	寒天	販賣	賣上百圓當	卸	二、〇〇	
				小	一〇、〇〇	
	乾物	同	同	卸	輸出 二、五〇	
				小	內地 三、〇〇	
					一四、〇〇	
	樂器類	製造	收入百圓當		二〇、〇〇	
		販賣	賣上百圓當	卸	七、〇〇	
				小	二〇、〇〇	
	家具（和洋）	製造	收入百圓當	卸	一〇、〇〇	
				小	二〇、〇〇	
	家具（和洋）	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇	
				小	一四、〇〇	
	搔餅	同	同	卸	六、〇〇	
				小	一五、〇〇	
	甘藷	同	同	卸	六、〇〇	
				小	一五、〇〇	

カ	唐木細工	同	同	卸	八、〇〇	
				小	二〇、〇〇	
	叺	同	同	卸	二、〇〇	
				小	—	
	瓦	製造	收入百圓當	卸	五、〇〇	
				小	一三、〇〇	
		販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇	
				小	一〇、〇〇	
	紙箱	製造	收入百圓當	自	一二、〇〇	
				至	一八、〇〇	
	看板類	同	同		二〇、〇〇	
	竈	同	同		一五、〇〇	
	カモジ	同	同		二〇、〇〇	
		販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇	
				小	一五、〇〇	
	貸本		收入百圓當		四〇、〇〇	

貸夜具		收入百圓當	六〇、〇〇
看護婦		同	八〇、〇〇
鍛冶	請負	同	四〇、〇〇
鍛冶	製造	同	一六、〇〇
書工		同	六〇、〇〇
貸衣服		同	四〇、〇〇
貸湯屋 持地		同	六〇、〇〇
貸湯屋 借地		同	四五、〇〇
貸他		同	九〇、〇〇
貸家 持地		同	家屋税施行地 七〇、〇〇 同施行セサルモノ 七五、〇〇
貸家 借地		同	家屋税施行地 自五五、〇〇 至六五、〇〇 同施行セサルモノ 七〇、〇〇

活動寫眞 持家		同	二〇、〇〇
活動寫眞 借家		同	一二、〇〇
貸座敷 娼妓(居稼)		同	自二五、〇〇 至三〇、〇〇
同 藝娼妓置屋		同	自二五、〇〇 至三五、〇〇
同 席		同	六〇、〇〇
同 置屋兼揚屋		同	自三〇、〇〇 至四〇、〇〇
同 料理收入		同	二五、〇〇
同 藝妓行燈口錢		花代百圓當	市 八、〇〇 郡 六、〇〇
同 藝娼妓及揚屋置屋ニ對スル貸金利子		貸金百圓當	契約率ニ依ル
貸舟		一石當 一間當	、五〇 一八、〇〇

業種	種別	基準	卸小	率
キ				
金魚	販賣	賣上百圓當	卸	七、〇〇
			小	二〇、〇〇
牛馬	同	同	卸	二、〇〇
			小	八、〇〇
機械（銅鐵製）	同	同	卸	四、〇〇
			小	一〇、〇〇
魚具	同	同	卸	六、〇〇
			小	一八、〇〇
金銀銅吹	製造	收入百圓當		三、〇〇
金銀細工	同	同		二〇、〇〇
煙管	同	同		一八、〇〇
煙管	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇
切昆布	製造	收入百圓當		一五、〇〇

業種	種別	基準	卸小	率
キ				
〜	同	同		一〇、〇〇
キルク	販賣	賣上百圓當	卸小	六、〇〇
金銀箔	同	同	卸	三、〇〇
			小	一〇、〇〇
金庫	同	同	卸	五、〇〇
			小	一三、〇〇
桐材	同	同	卸	五、〇〇
			小	一二、〇〇
牛乳	同	同	卸	五、〇〇
			小	自一五、〇〇 至一八、〇〇
牛乳搾取			卸	六、〇〇
			小	自一五、〇〇 至二〇、〇〇
灸點				七〇、〇〇
金錢貸付（質屋ヲ除ク）		收入百圓當		八五、〇〇

ク

品目	種別	標準	區分	率
菓子	製造	收入百圓當	卸 駄	六、〇〇
			卸 普	八、〇〇
			小 自	一六、〇〇
			小 至	一八、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸 駄	四、〇〇
			卸 普	六、〇〇
			小	一六、〇〇
靴	製造	收入百圓當	卸	七、〇〇
			小	一七、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇
	修繕	收入百圓當		五〇、〇〇
組物、編物	製造	同	卸	七、〇〇
			小	一八、〇〇
同 同	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
			小	一五、〇〇
櫛	製造	收入百圓當		一八、〇〇

ク

品目	種別	標準	區分	率
同	販賣	賣上百圓當	卸	六、〇〇
			小	一五、〇〇
軍裝品	同	同	卸	八、〇〇
			小	一八、〇〇
果物	同	同	卸	六、〇〇
			小	一七、〇〇
藁物	同	同	卸	一〇、〇〇
			小	一八、〇〇
玩具	同	同	卸	六、〇〇
			小	二〇、〇〇
鑵詰	同	同	卸	四、〇〇
			小	一六、〇〇
釘	製造	收入百圓當		五、〇〇
	販賣	賣上百圓當		四、〇〇
車類	同	同	卸	六、〇〇
			小	一五、〇〇

ク	車 荷車及人力車貸付	製造	收入百圓當		六〇、〇〇
	同 人力車	同	同		一五、〇〇
	同 共ノ他	同	同		一三、〇〇
	同 ロ金	同	同		一〇、〇〇
	同 クレー粉	同	同		八、〇〇
ケ	雞卵	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
				小	一二、〇〇
	撃劍道具	同	同	卸	五、〇〇
				小	一五、〇〇
	毛皮	同	同	卸	七、〇〇
				小	二〇、〇〇
	袈裟衣	同	同	卸	六、〇〇
				小	一五、〇〇
	化粧品	同	同	卸	四、〇〇
				小	一四、〇〇

ケ	劇場道具貸		收入百圓當		四〇、〇〇
	下宿屋		同	職工	一二、〇〇
				其他	一五、〇〇
コ	粉類 メリケン粉	販賣	賣上百圓當	卸 大	一、〇〇
				卸 小	二、〇〇
				小	一〇、〇〇
	同 共ノ他	製造	收入百圓當	卸	四、〇〇
				小	一三、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	自二、〇〇 至八、〇〇
				小	一〇、〇〇
	粉粕(麩)	同	同	卸	一、七五
				小	二、五〇
	麴	製造	收入百圓當		二〇、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一五、〇〇

コンニヤク	販賣	賣上百圓賣	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇
昆布	同	同	卸	五、〇〇
			小	一七、〇〇
氷	同	同	卸	八、〇〇
			小	二〇、〇〇
碁將棋盤	同	同	卸	
			小	二〇、〇〇
コ 琴、三味線	製造	收入百圓當	卸	一〇、〇〇
			小	二〇、〇〇
護謨製品	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇
小鳥	同	同	卸	八、〇〇
			小	二〇、〇〇
コークス	製造	收入百圓當		八、〇〇
同	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
			小	八、〇〇

國旗	同	同	卸	四、〇〇
			小	一五、〇〇
小間物	同	同	卸	五、〇〇
			小	一七、〇〇
呉服	同	同	卸	二、二〇
			大小	三、六〇
			小	一〇、〇〇
呉服太物	同	同	卸	三、〇〇
			小	八、五〇
コ 米白米	製造販賣	同	卸	一、五〇
			自至	三、〇〇
			小	七、〇〇
同同	精米仕入販賣	同	卸	一、〇〇
			自至	一、二〇
			小	六、〇〇
同玄米	販賣	同		自 、五〇
			至	一、〇〇
同穀物精白	請負	收入百圓當		四〇、〇〇

コ	公證人		收入百圓當		六〇、〇〇
	コーヒ	製造	同		一五、〇〇
	甲馳	同	同		一二、〇〇
	凍豆腐	同	同	卸	三、〇〇
				小	五、〇〇
	骨牌	同	同		二〇、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一七、〇〇
サ	雜誌	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
				小	一〇、〇〇
	眞田 麥稈	同	同	卸	三、〇〇
	眞田 麻	同	同	卸	一、五〇
	蠶具	同	同	卸	五、〇〇
				小	一三、〇〇

サ	蠶種	製造	收入百圓當	卸	四、〇〇
				小	一〇、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
				小	一〇、〇〇
	雜品	同	同	卸	五、〇〇
				小	一三、〇〇
	珊瑚	同	同	卸	三、〇〇
				小	一八、〇〇
	砂糖	製造	收入百圓當	再製	一五、〇〇
				粗製	六、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 自	、五〇
				卸 至	三、〇〇
				小 自	九、〇〇
				小 至	一一、〇〇
	雜穀	同	同	卸	二、五〇
				小	八、〇〇
	材木	同	同	卸 大	三、〇〇
				卸 小	四、〇〇
				小	一〇、〇〇

サ				
酒道具販賣	賣上百圓當	卸小	五、〇〇〇	一二、〇〇〇
雜貨同	同	卸貿易其他	二、五〇〇	五、〇〇〇
指物製造	收入百圓當	小	一、〇〇〇	一五、〇〇〇
晒同	同	自	一、〇〇〇	一五、〇〇〇
餡同	同	至	一、五〇〇	二〇、〇〇〇
三味線、琴絲同	同	小	二、〇〇〇	八、〇〇〇
酒樽同	同		六、五〇	二〇、〇〇〇
產婆同	同		八〇、〇〇	二〇、〇〇〇
珊瑚採取	同		七五、〇〇	二五、〇〇〇
左官被雇	同		七五、〇〇	七五、〇〇〇
同請負	同		一五、〇〇	一五、〇〇〇

サ				
山林杉檜皆伐	同	八十年以上	七五、〇〇	八〇、〇〇〇
同間伐	賣上百圓當	八十年未滿	七〇、〇〇	七五、〇〇〇
同薪炭材	同	三十年以上	五〇、〇〇	五〇、〇〇〇
同竹材	同	三十年未滿事實ニ依ル		三〇、〇〇〇
同其ノ他	同	八十年以上	七五、〇〇	八〇、〇〇〇
	同	五十年以上	七〇、〇〇	七五、〇〇〇
	同	三十年以上	六五、〇〇	七〇、〇〇〇
	同	三十年未滿事實ニ依ル		六五、〇〇〇
	同	三十年以上	五六、〇〇	六〇、〇〇〇
	同	三十年未滿事實ニ依ル		五六、〇〇〇
	同		八五、〇〇	八〇、〇〇〇
	同		八〇、〇〇	八五、〇〇〇
	同		八〇、〇〇	八〇、〇〇〇

シ	敷物類	販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一五、〇〇
	薪炭	同	同	卸 自 三、〇〇 小 至 四、〇〇 一〇、〇〇
	裝束	同	同	卸 五、〇〇 小 一六、〇〇
	汁粉善哉	同	同	卸 — 小 二〇、〇〇
	寫眞機械及附屬品	同	同	卸 五、〇〇 小 二五、〇〇
	銃器火藥	同	同	卸 五、〇〇 小 一五、〇〇
	狀袋	製造	收入百圓當	自 五、〇〇 至 一五、〇〇
		販賣	上賣百圓當	卸 四、〇〇 小 一二、〇〇
	松煙	同	同	卸 七、〇〇 小 —

シ	書畫骨董	同	同	卸 自 七、〇〇 小 至 九、〇〇 一七、〇〇
	鹽	販賣	同	卸 一、〇〇 小 四、〇〇
	書藉教料書	同	同	卸 五、〇〇 小 一〇、〇〇
	同共ノ他	同	同	卸 五、〇〇 小 一二、〇〇
	澁	同	同	卸 四、〇〇 小 一五、〇〇
	酒類清酒	製造	收入百圓當	卸 自 三、〇〇 小 至 六、〇〇 一六、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一五、〇〇
	同味淋	製造	收入百圓當	卸 五、〇〇 小 八、五〇
		販賣	賣上百圓當	卸 六、〇〇 小 一四、〇〇

シ					
酒類	白酒	製造	收入百圓當	卸小	五、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	六、〇〇〇
	燒酎	製造	收入百圓當	卸小	六、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	六、〇〇〇
	桑酒	製造	收入百圓當	卸小	二、五〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	推定 一六、〇〇〇
	精	製造	收入百圓當	卸小	推定 二〇、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	四、〇〇〇
同	酒	製造	收入百圓當	卸小	五、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	六、〇〇〇
	酒	製造	收入百圓當	卸小	六、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	七、〇〇〇
	桑酒	製造	收入百圓當	卸小	七、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	八、〇〇〇
	精	製造	收入百圓當	卸小	一〇、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	一二、〇〇〇

シ					
同	麥酒	製造	收入百圓當	卸小	一一、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	一四、〇〇〇
	洋酒 其他	製造	收入百圓當	卸小	一一、五〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	一四、〇〇〇
同		製造	收入百圓當	卸小	二五〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	自 一五、〇〇〇 至 一七、五〇〇
同		製造	收入百圓當	卸小	同
		販賣	賣上百圓當	卸小	同
同	醬油	製造	收入百圓當	卸小	同
		販賣	賣上百圓當	卸小	一四、〇〇〇
同	漆器	製造	收入百圓當	卸小	一三、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	一三、五〇〇
同	酒精含有飲料	製造	收入百圓當	卸小	一八、〇〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸小	二三、〇〇〇
同	澁紙	製造	收入百圓當	卸小	一八、〇〇〇

シ	自轉車	製造販賣	同	賣上百圓當	卸 六、〇〇 小 一五、〇〇
	同修繕		收入百圓當	卸 六、〇〇 小 一五、〇〇	
	同貸付		一輛當	四〇、〇〇	
	仕立屋		收入百圓當	四〇、〇〇	
	執達吏		同	六〇、〇〇	
	出版業		同	一二、〇〇	
	質屋		貸出百圓當	八、〇〇	
	芝居茶屋		收入百圓當	三〇、〇〇	
	寫眞業		同	三〇、〇〇	
	周旋業		報償金百圓當	自 六〇、〇〇 至 七〇、〇〇	

ス	酢	製造	收入百圓當	卸 一〇、〇〇 小 二〇、〇〇	
		販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一六、〇〇	
	錫器	製造	收入百圓當	一〇、〇〇	
	同	販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一五、〇〇	
	簾	製造	收入百圓當	輸出 七、〇〇 內地 一八、〇〇	
	同	販賣	賣上百圓當	卸 六、〇〇 小 一五、〇〇	
	摺物	製造	收入百圓當	一八、〇〇	
	鮨	販賣	賣上百圓當	卸 一〇、〇〇 小 二〇、〇〇	
	硯	同	同	卸 五、〇〇 小 一八、〇〇	

石材採掘	製造	収入百圓當	同	同
設計監督	販賣	賣上百圓當	自小至卸	三〇、〇〇〇
染料	販賣	賣上百圓當	自小至卸	二、〇〇〇、〇〇〇
セメント	同	同	自小至卸	一五、四〇〇、〇〇〇
石炭	同	同	自小至卸	一三、〇〇〇、〇〇〇
石鹸	製造	收入百圓當	自小至卸	一二、二〇〇、〇〇〇
同	販賣	賣上百圓當	自小至卸	九、〇〇〇、〇〇〇
船具和洋	同	同	自小至卸	六、〇〇〇、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	一、五五〇、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	一、四〇八、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	一、二四〇、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	一、〇四二、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	六二、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	二〇、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	一〇、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	五、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	二、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	一、〇〇〇
同	同	同	自小至卸	五〇〇
同	同	同	自小至卸	二〇〇
同	同	同	自小至卸	一〇〇
同	同	同	自小至卸	五〇
同	同	同	自小至卸	二〇
同	同	同	自小至卸	一〇
同	同	同	自小至卸	五
同	同	同	自小至卸	二
同	同	同	自小至卸	一
同	同	同	自小至卸	推定六〇、〇〇〇

石材	製造	收入百圓當	同	同
清涼飲料	製造	收入百圓當	自小至卸	一五、〇〇〇、〇〇〇
同	販賣	賣上百圓當	自小至卸	一〇、四〇〇、〇〇〇
線香	製造	收入百圓當	自小至卸	二五、一三〇、〇〇〇
本	同	賣上百圓當	自小至卸	一五、六〇〇、〇〇〇
製材	同	收入百圓當	自小至卸	一七、六〇〇、〇〇〇
席貸	席料理	席料收入百圓當	自小至卸	五〇、〇〇〇
製材	同	同	自小至卸	一二、五〇〇
本	同	同	自小至卸	一八、〇〇〇
線香	製造	收入百圓當	自小至卸	一七、六〇〇、〇〇〇
同	販賣	賣上百圓當	自小至卸	一五、六〇〇、〇〇〇
清涼飲料	製造	收入百圓當	自小至卸	二五、一三〇、〇〇〇
同	販賣	賣上百圓當	自小至卸	一〇、四〇〇、〇〇〇
石材	製造	收入百圓當	自小至卸	一五、〇〇〇、〇〇〇

ソ

算盤	製造	收入百圓當		一三、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	五、五〇
			小	一五、〇〇
染物 毛斯友禪		收入百圓當	自	二、〇〇
			至	六、〇〇
同 縮緬友禪		同		八、〇〇
同 綿絲以外絲染		同		一二、〇〇
同 小紋其他ノ色染		同		一五、〇〇
同 引染		同		一八、〇〇
同 染其他ノ染物		同	機械染	一二、〇〇
			普通	一八、〇〇
素麵	製造	同	手製 自	三、〇〇
			手製 至	五、〇〇
			機械 自	一、〇〇
			機械 至	三、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
			小	一〇、〇〇

象牙細工	同	同	卸	六、〇〇
			小	二〇、〇〇
倉庫業		收入百圓當	持家	五〇、〇〇
			借家	四〇、〇〇
葬具	販賣	賣上百圓當	卸	—
			小	二五、〇〇
葬具貸付		收入百圓當	人夫付ニアラサルモノ	六〇、〇〇
			人夫付ノモノ	三五、〇〇

タ

疊	製造	收入百圓當	卸	一五、〇〇
			小	二〇、〇〇
同	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
			小 自	一二、〇〇
			小 至	一五、〇〇
竹ノ皮	同	同	卸	八、〇〇
			小	—
簞笥	同	同	卸	六、〇〇
			小	一五、〇〇

タ

タオル	販賣	賣上百圓當	卸 大	一、二〇
			卸 小	二、五〇
			小	一〇、〇〇
種物	同	同	卸	五、〇〇
			小	二〇、〇〇
建具家具	製造	收入百圓當	卸	八、〇〇
			小	一五、〇〇
建具	同	同	自	七、〇〇
			至	一三、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
			小	一三、〇〇
足袋	製造	收入百圓當	卸	五、〇〇
			小	一七、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
			小 自	一三、〇〇
			小 至	一五、〇〇
緞通	同	同	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇

タ

竹細工	同	同	卸	五、〇〇
			小	一三、〇〇
疊表	同	同	卸	三、〇〇
			小	一〇、〇〇
煙草	同	同	卸 一級地	、五五
			卸 二級地	、八五
			卸 三級地	一、〇〇
			卸 四級地	一、二〇
			卸 五級地	一、五〇
			卸 六級地	一、八〇
			卸 七級地	二、〇〇
			小	九、〇〇
代理業		報償百圓當		六〇、〇〇
代書		收入百圓當		七五、〇〇
大工		同		七〇、〇〇
玉突場		同		六〇、〇〇

チ

品目	區別	標準	卸	小
地金鐵	販賣	賣上百圓當	、八〇	二、〇〇
同銅	同	同	—	一、五〇
同眞鍮	同	同	—	一、五〇
同其ノ他	同	同	—	一、五〇
茶器	同	同	八、〇〇	一七、〇〇
帳簿	製造	收入百圓當	一〇、〇〇	
帳簿	販賣	賣上百圓當	五、〇〇	一二、〇〇
茶	製造	收入百圓當	自 四、〇〇 至 七、〇〇	玉露 一八、〇〇 共他 一三、〇〇
茶	販賣	賣上百圓當	內地 五、〇〇 輸出 二、五〇	一五、〇〇

品目	區別	標準	卸	小
チ				
提燈	製造	收入百圓當	六、〇〇	一六、〇〇
蝶番	同	同	一〇、〇〇	—
提燈傘	同	賣上百圓當	五、〇〇	一五、〇〇
竹器	同	同	五、〇〇	一五、〇〇
竹材	同	同	內地 五、〇〇 輸出 三、〇〇	一二、〇〇
著述	同	收入百圓當	七〇、〇〇	
ツ				
漬物	製造	收入百圓當	七、〇〇	二〇、〇〇
漬物	販賣	賣上百圓當	五、〇〇	一七、〇〇

ツ					
佃煮	販賣	同	小卸	五、〇〇	一八、〇〇
釣道具	同	同	小卸	六、〇〇	二五、〇〇
角細工	製造	收入百圓當		一八、〇〇	
テ					
電鐵器械	販賣	賣上百圓當	小卸	六、〇〇	一五、〇〇
テグス	同	同	小卸	五、〇〇	二〇、〇〇
手拭	同	同	小卸	二、五〇	九、〇〇
鐵工	製造	收入百圓當		一〇、〇〇	

				自	至
ト					
度量衡　度量衡	製造	收入百圓當		一一、〇〇	一三、〇〇
	販賣	賣上百圓當	小卸	六、〇〇	一二、〇〇
同修繕		收入百圓當		五〇、〇〇	
陶磁器	製造	同	小卸	七、〇〇	一七、〇〇
	販賣	賣上百圓當	小卸	六、〇〇	一六、〇〇
刀劍類	製造	收入百圓當		二五、〇〇	
	販賣	賣上百圓當	小卸	七、〇〇	二〇、〇〇
時計	同	同	小卸	五、〇〇	一五、〇〇
同修繕	同	收入百圓當		六五、〇〇	
砥石	同	賣上百圓當	小[illegible]	五、〇〇	一五、〇〇

豆腐	販賣	賣上百圓當	卸	一〇、〇〇
			小	二〇、〇〇
土砂	同	同	卸	六、〇〇
			小	一八、〇〇
土管	同	同	卸	四、〇〇
			小	一五、〇〇
鳥毛	同	同	卸	七、〇〇
			小	
同細工	同	同	卸	五、〇〇
			小	一八、〇〇
塗料	同	同	卸	三、〇〇
			小	一〇、〇〇
道具市場	同	同	卸	三、〇〇
			小	一五、〇〇
同其ノ他	同	同	卸	五、〇〇
			小	一五、〇〇
籐細工	同	同	卸	六、〇〇
			小	二〇、〇〇

東西屋	販賣	收入百圓當		五〇、〇〇
渡船業		同		三〇、〇〇
問屋業 取引所		報償百圓當	自	一九、〇〇
取引員			至	二五、〇〇
同生絲				四五、〇〇
同米穀肥料				五〇、〇〇
同魚類				三〇、〇〇
同織物				四五、〇〇
同青物				五〇、〇〇
同其ノ他			自	五〇、〇〇
			至	六〇、〇〇
繩俵莚	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
			小	一〇、〇〇

ナ	ナフキン	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一五、〇〇
	仲立業船泊		報償百圓當		三〇、〇〇
	同其ノ他		同	自	五〇、〇〇
				至	六〇、〇〇
ニ	肉牛馬	販賣	賣上百圓當	卸	六、〇〇
				小	一五、〇〇
	同鳥	同	同	卸	七、〇〇
				小	一七、〇〇
	同鷄	同	同	卸	八、〇〇
				小	—
	庭石	同	同	卸	一〇、〇〇
				小	二〇、〇〇
	人形 製造	販賣	收入百圓當		二二、〇〇
			賣上百圓當	卸	七、〇〇
				小	二〇、〇〇
	膠	製造	收入百圓當		一二、〇〇
ヌ	糟小米	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一二、〇〇
	塗物	製造	收入百圓當		一三、〇〇
	縫箔	同	同		一八、〇〇
ネ	ネル	販賣	賣上百圓當	卸	二、〇〇
				小	一一、〇〇
ノ	海苔	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
				小	一二、〇〇
	糊	同	同	卸	五、〇〇
				小	二〇、〇〇
	農具	同	同	卸	五、〇〇
				小	一二、〇〇

ハ

履物	製造	收入百圓當	卸	荒下駄	七、〇〇
			小	下駄 向革	一二、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸		一七、〇〇
			小		五、〇〇
麵麭	製造	收入百圓當	卸		一五、〇〇
			小		七、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸		一七、〇〇
			小		六、〇〇
鼻緒	製造	收入百圓當	卸		一五、〇〇
			小		六、〇〇
	販賣	賣上百圓當	卸		一七、〇〇
			小		五、〇〇
齒磨	製造	收入百圓當			一五、〇〇
	同	同			七、〇〇
針	販賣	賣上百圓當	卸		一八、〇〇
			小		五、〇〇

ハ

刷毛ブラシ	販賣	收入百圓當	卸		五、五〇
	製造	賣上百圓當	卸		三、〇〇
			小		一三、〇〇
半襟	同	同	卸	大	二、五〇
			小		四、〇〇
					一五、〇〇
馬具	同	同	卸		五、〇〇
			小		一五、〇〇
馬糧	同	同	卸		四、〇〇
			小		一〇、〇〇
箸	同	同	卸		五、〇〇
			小		一五、〇〇
花莚	同	同	卸	大	一、五〇
			小		三、五〇
					一八、〇〇
袴	同	同	卸		五、〇〇
			小		一八、〇〇

			ハ					
花（生）	製造	賣上百圓當	小卸	自	一〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
パイプ（木製）	同	收入百圓當		至	二五、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
薄荷	同	同			六、〇〇〇	七、〇〇〇	一七、〇〇〇	
賣藥	賣藥販賣	賣上百圓當	小卸		七、〇〇〇	一七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
同	同	同			一七、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
配置賣藥自行商	同	同			二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
請賣配置他行商	同	同			二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
引受賣藥行商人	同	同			三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
帳主直營自行商	同	同			四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
帳主直營他行商	同	同			五〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
引受賣藥帳主	同	同			六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	
俳優		收入百圓當			推定 八、〇〇〇			

			ヒ					
美術品（貴金屬）	製造	收入百圓當	小卸	自	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
挽物	製造	賣上百圓當		至	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
表紙	同	收入百圓當			一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
表裝具	同	同	上		一二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
ピヤホール		同			二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	
表具師	同	同	下		二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
肥料種粕	販賣	賣上百圓當	小卸		一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	
同豆粕	同	同	小卸		一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇	
同其ノ他	同	同	小卸		一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、五〇〇	

ヒ	筆毛	販賣	賣上百圓當	小	五、〇〇
				卸	
		製造	收入百圓當	小	二〇、〇〇
				卸	
	屏風蝶出	販賣	賣上百圓當	小	五、〇〇
				卸	
		製造	收入百圓當	小	二〇、〇〇
				卸	
	同內地	販賣	賣上百圓當	小	一五、六〇〇
				卸	
		製造	收入百圓當	小	一四、〇〇
				卸	
	檜物、曲物	販賣	賣上百圓當	小	一二、五〇〇
				卸	
		製造	收入百圓當	小	一二、五〇〇
				卸	
フ	太篩	同	賣上百圓當	小	一一、二五〇
				卸	八、〇〇〇
			收入百圓當	小	
				卸	

フ	フイゴ	製造	收入百圓當	小	一五、〇〇
				卸	
		販賣	賣上百圓當	小	一五、六〇〇
				卸	
	風呂桶	同	同	小	一七、〇〇
				卸	推定五、〇〇
	古鐵	同	同	小	一、六〇
				卸	
	古道具	同	同	小	七、〇〇〇
				卸	一七、〇〇〇
	古金古鐵	同	同	小	三、五〇
				卸	
	鉱力細工	製造	收入百圓當	小	一六、〇〇
				卸	
	筆墨	同	同	小	一五、〇〇
				卸	自一二、五〇〇
	蒲團	販賣	賣上百圓當	小	至一五、〇〇〇
				卸	

フ	佛壇、佛具	製造販賣	小卸	收入百圓當賣上百圓當	一〇、〇〇〇 二〇、〇〇〇
	古着和服	同	同	同	一三、五〇〇 二三、〇〇〇
	同洋服	同	同	同	一八、七〇〇 一八、〇〇〇
	襖引手	同	同	同	一五、五〇〇 一五、〇〇〇
	文房具	同	小卸	同	一九、八〇〇 一五、〇〇〇
	文具	製造販賣	小卸	收入百圓當賣上百圓當	一五、〇〇〇 一六、〇〇〇
	袋物	同	小卸	同	一五、〇〇〇 一八、五〇〇

フ	麩	製造販賣	小卸	收入百圓當賣上百圓當	一五、〇〇〇 一八、五〇〇
	布海苔	製造販賣	小卸	收入百圓當賣上百圓當	一〇、〇〇〇 一〇、二五〇
ヘ	紅	販賣	小卸	賣上百圓當	自一五、六〇〇 至二〇、〇〇〇
	鋲	製造	小卸	收入百圓當	一〇、〇〇〇
	鑑甲	販賣	小卸	賣上百圓當	二〇、〇〇〇
	同細工	製造	小卸	收入百圓當	七〇、〇〇〇
	同	販賣	小卸	賣上百圓當	自一五、〇〇〇 至二〇、〇〇〇
	辨當	販賣	小卸	賣上百圓當	自一五、〇〇〇 至二〇、〇〇〇

ヘ	辯護士		收入百圓當		至 七〇、〇〇	自 六〇、〇〇
	ペンキ塗職		同		七五、〇〇	
ホ	繃帶材料	製造	收入百圓當		一〇、〇〇	
	同	販賣	賣上百圓當	小卸	一〇、〇〇	五、〇〇
	ボンプ	製造	收入百圓當		一〇、〇〇	
	襤褸	販賣	賣上百圓當	小卸	一五、〇〇	五、〇〇
	反古	同	同	小卸	一五、〇〇	六、〇〇
	帽子	同	同	小卸	一八、〇〇	六、〇〇
	盆栽	同	同	小卸	二五、〇〇	一〇、〇〇

	保險代理		手數料百圓當		七〇、〇〇	
マ	燐寸	製造	收入百圓當		二、〇〇	
	同軸木	同	同		二、五〇	
	同小箱	同	同		二、五〇	
	麻布	販賣	賣上百圓當	小卸	一〇、〇〇	二、〇〇
	繭	同	同	小卸	—	三、〇〇
ミ	味噌	製造	收入百圓當	小卸	二〇、〇〇	一〇、〇〇
		販賣	賣上百圓當	小卸	一三、〇〇	五、〇〇
	水引元結	製造	收入百圓當		一五、〇〇	
		販賣	賣上百圓當	小卸	一八、〇〇	七、〇〇

	種目	營業	標準		所得標準率
ミ	ミシン器械	販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一五、〇〇
		製造	收入百圓當		一五、〇〇
ム	麥稈細工	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
				小	一二、〇〇
メ	莫大小	製造	收入百圓當	內地	三、五〇
				輸出	三、〇〇
		同請負	同		一五、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸 自	二、二〇
				卸 至	三、五〇
				小	一二、〇〇
	眼鏡	同	同	卸	六、〇〇
				小	一八、〇〇
	鍍金	製造	收入百圓當		一七、〇〇
	綿布	販賣	賣上百圓當	小卸	、〇｜五

	種目	營業	標準		所得標準率
モ	毛布	販賣	賣上百圓當	卸	三〇、〇〇
				小	一五、〇〇
	餅饅頭	同	同	卸	七、〇〇
				小	一七、〇〇
	木炭	製造	收入百圓當	自	七、〇〇
				至	九、〇〇
ヤ	柳行李	販賣	賣上百圓當	卸	六、〇〇
				小	一八、〇〇
	燒鹽	同	同	卸	六、〇〇
				小	一八、〇〇
	藥種洋藥	製造	收入百圓當		七、〇〇
	同工業用	販賣	賣上百圓當	小卸	二、〇〇
	同其ノ他	同	同	卸 自	二、〇〇
				卸 至	五、〇〇
				小	一五、〇〇
	燒芋	同	同	小卸	二〇、〇〇

ヤ	ヤスリ	製造	收入百圓當	一三、〇〇
	藥劑師		同	四〇、〇〇
ユ	湯葉	製造	收入百圓當	一三、〇〇
	湯屋持湯		同	三〇、〇〇
	同借湯		同	一五、〇〇
	遊藝師匠		同	七〇、〇〇
ヨ	ヨシズ	販賣	賣上百圓當	卸 五、〇〇 小 一五、〇〇
	洋反物	同	同	卸 自 一、〇〇 小 至 三、〇〇 九、〇〇
	洋反物(生地モス)	同	同	卸 自 一、〇〇 小 至 二、〇〇 —
ヨ	洋服	同	同	卸 六、〇〇 小 一六、〇〇
	洋傘		同	卸 五、〇〇 小 一七、〇〇
	養蜂		收入百圓當	二、〇〇
	寄席持家		同	一五、〇〇
	同借家		同	一〇、〇〇
	養蠶有產		同	二〇、〇〇
	同無產		同	三〇、〇〇
ラ	羅紗	販賣	賣上百圓當	卸 大 二、〇〇 小 小 三、〇〇 —
	理髮店		收入百圓當	五〇、〇〇

リ	力士		收入百圓當		五〇、〇〇
	兩替		手數料百圓當		七〇、〇〇
	旅人宿		收入百圓當	宿料	自二〇、〇〇 至二五、〇〇
				茶代	七〇、〇〇
	料理（和洋）		同	料理收入	自一七、〇〇 至二〇、〇〇
				花代口錢	自七五、〇〇 至八五、〇〇
	料理仕出		同		自一八、〇〇 至二〇、〇〇
ル	坩堝	製造	收入百圓當		八、〇〇
レ	煉瓦	販賣	賣上百圓當	卸	四、〇〇
				小	一三、〇〇

ロ	蠟（生）	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
				小	一
	蠟燭	製造	收入百圓當	卸	六、〇〇
				小	一二、〇〇
		販賣	賣上百圓當	卸	五、〇〇
				小	一〇、〇〇
	櫓櫂	製造	收入百圓當		一二、〇〇
	蠟石細工	同	同		一五、〇〇
ワ	綿	製造	收入百圓當	卸	七、〇〇
				小	一七、〇〇
	落綿	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
				小	一〇、〇〇
	棉花	同	同		
				推定 卸	四、〇〇
				小	一

ワ				
眞綿	販賣	賣上百圓當	卸	三、〇〇
			小	一〇、〇〇
其ノ他	同	同	卸	三、〇〇
			小	一〇、〇〇

第三章　稅務當局者の要求し

稅務に合致したる帳簿組織

第一節　帳簿組織

第一　複式簿記の原理

簿記上一般に認識せらるゝ所によれば

資產總額——負債總額＝現在正味身代高　(1)

現在正味身代高——資本金＝損益　(2)

故に　資產總額——負債總額——資本金＝損益　(3)

となる。

事業會計上資本金は、一種の負債として計算すべきものであるから

資產總額——負債(外部)——負債(內部)＝損益　(4)

即　資産總額――負債總額＝損益

と云ふことが出來るのである。

而して事業損益は畢竟資本主に婦屬すべきものであるから、純益金はこれを資本主に拂戻すか或は資本金に繰込まなければならぬ。これは恰も借入金の利子を支拂ふか或は利子を元金に繰入れると同樣であつて事業會計上資本主に對する一種の負債と看做すべきである。

(5)

これに反して純損失金はその損失額だけ資本金を減額するか又は資本主より補塡を受くべき性質のものであつて、資本主に對する一種の債權即ち事業合計上一種の資產と看做すべきものである。

故にこの理論に基いて前式(5)に對し利益を負債に加へ損失を資產に加算すれば

資産總額――負債總額＝　(6)

資産總額＝負債總額　(7)

となる。この公式に基いて作られたものを貸借對照表といふのである。

今一定時の事業資產が

資產總額（現金　一、〇〇〇圓／商品　八、〇〇〇圓）

負債總額（借入金　二、〇〇〇圓／買掛金　二、〇〇〇圓）

とすれば、資產は負債に資本金を加算したものに等しといふ。公式に基き貸借對照表を作れば

貸借對照表

資產之部		負債之部	
現金	一、〇〇〇	借入金	二、〇〇〇
商品	八、〇〇〇	買掛金	二、〇〇〇
		資本金	五、〇〇〇
計	九、〇〇〇	計	九、〇〇〇

となる。

かくて右貸借對照表に現はされたる財政を以て、新年度の營業が開始されたりとすれば、之等五項目が其記錄計算の基礎となつて事業經營の進行と共に資產負債に種々の增減變化を生ずるに至る。

今六ケ月後の資產及負債總額が

資產	現金	八〇〇
	商品	八、二五〇
	賣掛金	五〇〇
負債	借入金	二、〇〇〇
	買掛金	二、一〇〇
	資本金	五、〇〇〇

となつたとすれば、資產總額は九、五五〇圓。負債總額は九、一〇〇圓となるから、前式(5)により利益金四五〇圓を負債の一部に加算し、貸借對照表を作れば

貸借對照表

資產之部		負債之部	
現金	八〇〇	借入金	二、〇〇〇
商品	八、二五〇	買掛金	二、一〇〇
賣掛金	五〇〇	資本金	五、〇〇〇
		利益	四五〇
計	九、五五〇	計	九、五五〇

となる。

複式簿記の原理は大要右の如くであるが、此原理を工業に應用すれば工業簿記となり、商業に應用すれば商業簿記となり、更に又規模の大小事業の性質によりその組織を異にする。

即ち工業簿記にあつては製造の爲生じたる諸費用は、その製造に消費される原料や

その製造に必要なる勞銀等と共に原價の一部分として取扱はれ、これ等諸費用は損益勘定に振替へられざるに反し、商業簿記にあつては營業に要する諸費用は利益に對する損失として取扱は直に損益勘定に振替へられる等、計算の內容整理の狀態が異ると共に帳簿の組織をも異にし、記帳の方法も亦異るものである。

然し如何なる企業と雖も、複式簿記に準據する時は其記帳の原理又は組織の本質に於て何等異る所はないのであるから、要は當該企業に適應する樣、勘定科目の分類及び帳簿組織に留意せねばならぬ。

以下商業簿記に於て普通に分類される勘定科目と帳簿の組織を略述しやう。

商業簿記にありては單に商業的部門を有するのみであつて、工業簿記の如く技術的製造部門と、商業的販賣部門とを有するが如き複雜なる組織の下に置かれて居ないから從つて勘定科目の分類も亦簡單である。

即、大別して資產負債勘定、損益勘定、資本主勘定の三とすることが出來る。

而してこれら三者を更に營業の種類、性質、規模の大小、業務の繁閑等によつて適當に分類せねばならぬ。

例へば一口に資產勘定といつても營業の種類によつては固定資產を必要とするものがあり、又これを全然必要としないものもあり、尙損益勘定中にも規模の大小、營業の種類等により、その要する經營の種類を異にする爲これらに適合する樣その分類を考慮せねばならないことになり、その分類配列の巧拙によつて記帳整理が簡單ともなり複雜ともなるから後日の計算整理に支障なき限りなるべく簡單なることを要すると思ふ。

今各勘定に付て分類を試みれば

資產勘定

不動產。動產。無形資產(特許權、營業權の如し)。債權(賣掛金、貸付金の如し)。繰延資產(創業費の如し)。假勘定(假拂金の如し)。

負債勘定

債務(買掛金、借入金の如し)。假勘定(假受金の如し)。

損益勘定
運賃。給料。利子等。
資本主勘定
資本金。株金。積立金。未拂込株金等。

の如くなる。

複式簿記は勘定組織より成るものなるが故に最少限度に必要なる帳簿即ち主要帳簿としてはその勘定口座を保つ元帳と元帳への記帳を正確且便ならしめる爲、取引の豫備的記入を爲す仕譯帳との二種がある。

現今多く用ひらるゝ仕譯帳は、各取引に付き日記と仕譯との兩者を併せ記入する所謂仕譯日記帳である。

この兩帳簿は、いやしくも複式簿記に準據するあらゆる企業の簿記に對し必要缺くべからざるもので獨り商業簿記のみではないが、唯この帳簿の組織に付ては營業の種類、性質、規模の小により必ずしも一樣でない。

而して元帳には總ての勘定科目が纏められるを以て、この帳簿各口座の貸借殘高を見れば一定時期の財政狀態を知り又一定期間に於ける營業成績の內容を知ることが出來る。

然るにその詳細なる內容に付ては元帳のみによつて知ることは出來ぬから、補助簿を使用することになるのである。

補助簿は元帳に於ける各勘定或は特殊勘定の內譯詳細を記錄し以て取引記錄に付き主要簿の足らざる所を補ふものであつて、其種類形式は營業の種類、規模の大小によつて異るものである。

今、普通に使用せられてゐる補助簿を擧ぐれば、

商品賣買に關するもの
商品賣上帳
商品仕入帳
商品棚卸帳

掛賣買に關するもの
賣掛元帳
買掛元帳
現金、預金に關するもの
現金出納帳
當座預金帳
手形に關するもの
受取手形記入帳
支拂手形記入帳
所有資產に關すのもの
所有不動產內譯帳
有價證券內譯帳
の如きがその主なるものである。

其他元帳記入を爲すに當つて傳票を代用することがあり、これを以て仕譯日記帳に代へて居る所もあるが便利であると思ふ。

第二　記帳例

〔例一〕

次の通り元入れして綿布の卸商を開始す。

一、現金　一〇、〇〇〇圓
一、營業用家屋倉庫　一〇、〇〇〇圓

この場合先づ日記帳に次の通り記帳する。

日記帳

仕譯濟印	摘要	金額
何月何日		
本日次ノ通リ元入シテ綿布卸商ヲ開始ス		
現　¥ 10,000.00		
營業用倉庫　¥ 10,000.00		
		20,000.00

次に仕譯帳に於て次の通り仕譯をなす。

仕　譯　帳

年月日	摘　要	元丁	借　方	貸　方
	現　金		10,000.00	
	家屋倉庫		10,000.00	
	資本金			20,000.00

而してこの仕譯により元帳へ轉記を行ふのであるが、其轉記の方法は仕譯帳の借方に現はれた科目の金額を當該口座の借方に同じく、貸方に現はれた科目の金額を貸方に記帳し、摘要にはその相手の科目を記載するのである。

故に右仕譯帳に現はれたる資本金、現金、家屋倉庫の三口座に對し、次の方法によつて轉記を行ふのである。

資　本　金

昭和年	摘　要	仕丁	金　額	昭和年	摘　要	仕丁	金　額

家　屋　倉　庫

資本金	10,000.00			諸　口		20,000.00

現　金

資本金	10,000.00		

次に本取引は現金に關係あるを以て前述の如く現金出納帳に記入を要する。

現金出納帳

昭和年	摘要	收入	支出	殘高
	資本金	10,000.00		10,000.00

〔例二〕

大阪商店より天竺木綿五〇〇本金一、五〇〇圓を掛にて買入れたりとすれば、日記帳へ『大阪商店より次の通り買入る。何々』と記入し、仕譯帳にて次の通り仕譯する。

借方　商品　1,500.00

貸方　大阪商店　1,500.00

右仕譯により元帳の商品及大阪商店なる人名勘定口座へ轉記を行ふ。

商品

大阪商店	1,500.00		

大阪商店

		商品	1,500.00

而して買入商品の詳細を補助簿たる商品仕入帳に譯入する。

商品仕入帳

昭和年	摘要	金額
	大阪商店ヨリ掛ニテ 天竺木綿　500本　@ ¥3.　¥1,500.00	1,500.00

尙買掛元帳へも記入する。

〔例三〕

浪速商會へ次の通り賣渡し代金の半は現金にて受取り半は掛とす。

天竺木綿　二〇〇本　三、五替　七〇〇圓

日記帳の記入は前述の通りである。

仕譯帳では次の通り記入する。

仕		譯		帳	
現　金	350.00	商　品	700.00	浪速商店	350.00

右仕譯により元帳の現金、浪速商會、商品の三口座に轉記を行ふ。

現		金	
商　品	350.00		

浪	速	商	會
商　品	350.00		

商		品	
		諸　口	700.00

現金收入を現金出納帳に記入することは前述の通りであるが、仕入の場合と同樣賣上商品の詳細を記入する賣上帳なる補助譯を用ふるのである。

商　品　賣　上　帳			
昭和年	摘　要		金　額
	浪速商會へ賣渡	半現金・半掛	
	天竺木綿 200本 @ 3.50	¥700.00	700.00

と記入し掛賣の分に對ては賣掛元帳に記入すること買掛の場合と同樣である。

右は單に一例に過ぎぬものであつて、營業の種類、規模の大小等によつて種々の取引が生ずるが、その取引如何に複雜であらうとも記帳の方法、その原理には何等異るところはないのである。

第三　帳簿・檢査（帳簿の見方）

以上簡單に記帳の順序を說明したが、之によつて營業に必要なる諸帳簿が各々關係を有し連絡を保つてゐることは明かである。

即ち日記帳から仕譯帳へ、仕譯帳から元帳へといふ風に總ての取引は元帳の當該口座の相當欄へ全部總括記入せられ、且關係補助簿へも夫々記入せられるのである。

故に元帳の各口座の相當欄へ記入されたる事項によつて其の取引が如何なる取引であり、財產上如何なる增減變化を及ぼすべきものなるかを容易に知ることが出來る。

而してこれらの口座を分類することによつて資產負債、損益、資本主勘定の何れに屬すべきかを知り、從つて貸借對照表の材料たる口座、損益計算書の材料たる口座に

分つことが出來るのである。

帳簿の檢査とは主として元帳に就きその各口座の貸借各欄に記入されたる事項は如何なる取引であり、此の取引が財產上如何なる增減變化を來すべきかを讀み分けることと、換言すれば先元帳の各口座を資產負債、損益、資本主何れの勘定に屬するかを知り而して資產負債に屬すべき口座の借方は何、損益に屬すべき口座の貸方は何であるかを讀み分けることである。

資產負債及資本主勘定は貸借對照表の材料たる口座であり、貸借對照表は金額の上から見た事業の現狀を示すものであるから、その各項の數字は悉く現在高を意味する故に資產負債勘定口座、資本主勘定口座はすべて貸借合計の差額即ち現在高を知ることが出來る樣に記帳せられてゐる。即ち資產の現在高を知る口座は

左側は當初の有高及その後の增加額

右側は同期間の減少額

が記入せられてゐるから、殘高は常に左方にあり、資產の現在高を示してゐるのであ

る。

次に負債の現在高を現すべき口座及資本主口座は反對に

右側に當初の有高及その後の增加額

左側に同期間の減少額

が記入せられてゐるから、殘高は常に右方にあり、負債の現在高を示してゐるものである。

次に損益勘定は損益計算書の材料たる口座であり、損益計算書は金額の上から見て損益の由來する過去の事實を總括羅列したものであるから、その各項が示す數字は悉くその時までに生じた收益又は損失の累積高である。故にこの累積高を算出すべき口座では唯合計するのみにて充分であり、同種のものを一纏めにして正確且明瞭に記入しておきさへすればよいのである。即ち別に貸借二欄を設ける必要もないのであるが往々にして代金を支拂ひすぎたり、餘分に受取つてその返戻を受け又は拂戻をする様なこともあり、減少を生ずる場合もあるから左右二欄を設くるが至當であらう。

尙此の勘定にあつては

利益に屬する口座は凡て貸方に

損失に屬する口座は凡て借方に

記入するものである。

今これを例示すれば

資產勘定

一、現　金

借方は增加であるから資本金一〇、〇〇〇圓とあるは元入を意味し、借入金三、〇〇〇圓とあるは現金で借金したものを意味し、商品　一、〇〇〇圓は商品代金で受取つたもの、受取手形一、五〇〇圓はこの手形金額を現金で受取つたこと、大阪商店三、〇〇〇圓は同商店に對する掛金を受取つたことを意味するのである。

又貸方は減少であるから家屋五、〇〇〇圓、什器　三〇〇圓はその買入代金として現金を支拂つたことを意味し、當座預金八、〇〇〇圓は現金で預入れ、運賃一五〇圓は

その支拂、玉江洋行一、〇〇〇圓は買掛金の支拂、營業費一〇〇圓は現金で營業費を支拂つたことを意味するのである。

而して貸借を比較すれば必す借方にその殘高はあるもので、これが金庫の中の現在高と一致せねばならぬものである。

現　金	
資本金	100,00
借入金	3,000
商　品	1,000
受取手形	1,500
大阪商店	3,000

勘　定	
家　屋	5,000
什　器	300
當座預金	8,000
通　貨	150
玉江洋行	1,000
營業費	100

二、家屋什器

殘は必す借方にあり、これが現在高を示す。

家　屋	
現　金	5,000

什　器	
現　金	3,000

三、商品勘定

これも借方が增加を示すのであるから、大阪商店 三、〇〇〇圓とあるは同店よりの買入、拂手形二、〇〇〇圓、當座預金一、〇〇〇圓とあるは買入れと同時に代金を手

形又は小切手で支拂つたことを意味する。貸方の場合はこれと反對である。

商品	掛	定
大阪商店	3,000	
支拂手形	2,000	
當座預金	1,000	

		定
淀川商店	2,000	
受取手形	1,000	
現　金	500	

四、人名勘定

これには債權を現すものと、債務を現すものとの二つがある。故に殘高は貸借兩面に現はれ借方殘の場合は債權、貸方殘の場合は債務の現在高を現はすものである。手附金、前金等の授受なければ通常得意先にあたる人名は借方に仕入先にあたる人名は貸方に殘があるわけである。

左記例は得意先の人名であるとすれば、商品二、〇〇〇圓、五、〇〇〇圓とあるは商品を掛で賣り、當座預金二、〇〇〇圓はその代金を受取り直に當座預金としたことを意味する。

井田商店		商店
商　品	2,000	
同	5,000	

		店
當座預金	2,000	

五、受取手形

殘が常に借方にあることは前述の通りで、商品一、五〇〇圓は商品代金として手形を受取り、大平商店二、〇〇〇圓は、同商店の掛金を手形を受取つたこと示し、現金五〇〇圓、當預一、五〇〇圓は手形金額に對して現金を受取り、又はそれを直に預入したことを示すものである。

受取手形勘定

商品	1,500	現金	500
大平商店	2,000	當預	1,500

六、その他

その他、資産勘定としては數多あるが根本原理は右と同樣であるから、これに準じて記入すればよいわけである。

負債勘定

一、借入金

これは全て前の資産勘定と正反對であつて、貸方の現金六、〇〇〇圓、當預四、〇〇〇圓は借入高を示し、借方現金 五、〇〇〇圓はその返濟を示す。この殘は必ず貸方にあるものである。

借入金

現金	5,000	現金	6,000
		當預	4,000

二、人名勘定

資産に屬する人名勘定と正反對であるから、こゝに再言する要はないと考へる。

三、支拂手形

これも受取手形と全く反對のものである。

四、未拂金

貸方の運賃三〇〇圓は運賃の未拂のあることを示し、借方の現金三〇〇圓はその支拂を示す。

未拂金勘定

現金	300		

五、資本金

貸方は増加、借方は減少である。

資本金勘定

		現金	10,000

六、準備金、積立金

資本金と同様である。

準備金

現金	1,000		

積立金

現金	1,000		

七、その他

その他の負債勘定も右に準じて記帳すればよい。

損益勘定

この勘定の借方殘は損失、貸方殘は益金を示す。借方に現金一〇〇圓、當預五〇圓等とあるは運賃給料等の支拂であり、貸方に現金一〇〇圓又は五〇圓とあるは雜收

入或は既に支拂ひたるものゝ取消を意味するものである。

給料

現金	100		
現金	100		

運賃

		當預	50
		現金	100

保険料

		現金	60

雜收入

		現金	100

以上給料運賃保險料雜收入等の借方殘乃至貸方殘の一期に於ける合計は同期に於ける商品賣買損益以外の總損總益金を示すものである。

第二節　營業純益計算上簡單な記帳法

第一　個人商店の純益は如何に計算すべきか

一、純益の計算

營業收益稅法第六條に「個人ノ純益ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニヨル」とあり、又同施行規則第七條には「營業收益稅法第六條第一項ノ規定ニヨリ總收入金額ヨリ控除スヘキ經費ハ仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ

修繕費又ハ借入料、場所物件又ハ營業ニ係ル公課、雇人ノ給料、其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル、但家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノハ之ヲ控除セス」と規定してあるから個人營業者の課稅標準たるべき營業の純益は前年中の當該營業に係る總收入金額より營業に要した諸經費を控除したる金額によるのである。若し新に開業したり、其年に廢業したりした爲に前年一日一日より引續いて營業してゐなかつた場合は其年の豫算によつて純益金額を計算することになつてゐる。

それは營業收益稅法第六條の但書に「但シ前年一月一日ヨリ引續キ爲シタルニ非ラサル營業ニ付テハ其年ノ豫算ニ依リ計算ス」とあるからである。

尙相續した營業は相續人が引續いて營業してゐたものと看做して被相續人時代からの純益を通算するのである。

例へば前年七月一日に相續したとすれば被相續人が經營してゐた前年一月一日より六月迄の分と相續人が經營した七月より十二月迄の分を通算することになつてゐる。

前に說明した方法によつて計算した營業純益中銀行預金利子の如き資本利子稅を課せられるものがあつた場合には之は純益に算入しない。法人の場合とは計算を異にしてゐる。法人の場合は資本利子稅を營業收益稅額より控除するのであるが、個人の場合は初から純益中に算入しないことになつてゐる。

又同一人で數種の營業を兼營し、又數個所に營業場を有する場合は、各營業、各營業場の純益を通算するのである。從つて甲の營業では利益があり、乙の營業では缺損である場合、又甲營業場では利益であり、乙營業場では缺損なる場合の如きは、これを差引して計算するのである。

第二　疑問の生じ易き點に付て

イ、總收入金額

これは營業上の總ての收入金額をいふのである。物品販營業でいへば商品の賣上代金のみでなく、苟くもその營業より生ずる副收入も全部含まれてゐるのである。例へば滯貸に對して利息を取ればその利息、空箱、空樽の賣却金の如き雜收入も收入金の中に含ましめて計算するのである。